

第2期 昭島市障害福祉計画

「みんなで支え合う共生のまち・昭島」

(平成21年度～平成23年度)

平成21年3月

昭 島 市

ごあいさつ

昭島市では、平成13年5月に「昭島市総合基本計画（平成13～22年度）」を策定し、「人・まち・緑の共生都市あきしま」を掲げ、市民の皆様との協働によるまちづくりを進めてまいりました。

近年、少子高齢化や教育の問題、世界同時不況など、私たちをとりまく社会の変化に伴い、市民の福祉に対するニーズも多様化し、質の高いサービスの提供が求められています。特に障害者施策に関しては、平成18年4月から「障害者自立支援法」が施行され、これまで、身体・知的・精神障害と、障害の種別ごとに分かれていた制度が一元化され、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、福祉サービスの提供体制が整備されてまいりました。

本市においても、これらの状況に対応し、障害のある人への総合計画ともいえる「昭島市障害者プラン」を引き継ぐ計画として、生活支援に重点を置いた「昭島市障がい福祉計画（平成18～20年度）」を策定し、計画的な障害者施策の展開を図ってまいりました。

障害をもつ方のご家族からは、「親亡き後、子どもの生活が心配」、といった将来に対する不安が私のところにも多く訴えられています。この度、改定を行いました「第2期 昭島市障害福祉計画」では、前計画の理念を引き継ぎながら、これらの不安の解消に取り組み、障害のある人もない人も、すべての人が地域社会の中で共に生きる一人の人間として、「みんなで支え合う共生のまち あきしま」を目指し、さまざまな施策を推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたりご協力をいただいた「昭島市自立支援推進協議会」の委員や「地域支援会議」の皆様をはじめ、関係者の方々に心から感謝申し上げますとともに、今後の計画推進に向けて、市民の皆様のおお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

平成21年3月

昭島市長 北川 穰一

目次

第1章 障害福祉計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の主旨	1
2. 計画の性格	2
第2章 障害者を取り巻く状況	3
1. 障害者を取り巻く状況	3
2. 障害者の社会生活・生活の場	10
3. 障害者の就労	13
第3章 計画の基本的な考え方	15
1. 基本理念	15
2. 基本的視点	15
3. 基本目標	17
4. 施策の体系	18
5. 目標設定	20
第4章 施策の展開	23
基本目標1 障害者の社会参加のための支援	23
基本目標2 自立・共生のための社会基盤づくり	28
基本目標3 障害者が生活しやすいまちづくり	34
基本目標4 持続可能な制度を確立する	42
第5章 サービス見込み量	46
1. 指定障害福祉サービス及び指定相談支援	46
2. 自立支援給付事業量見込み	47
3. 地域生活支援事業量見込み	49
第6章 施策の推進体制の整備	50
1. 推進体制の整備	50
2. 目標達成に向けての体制づくり	50
3. 計画の評価	50

第7章 資料編.....	51
1. 第1期計画の実績と第2期計画の見込み.....	51
2. 第1期計画アンケートの再分析による提言（概要）.....	54
3. 地域支援会議によるヒアリング調査（概要）.....	58
4. 昭島市障害者自立支援推進協議会規則.....	69
5. 昭島市障害者自立支援推進協議会委員名簿.....	70
6. 昭島市障害福祉計画策定過程.....	71
7. 昭島市地域支援会議要綱.....	72
8. 昭島市地域支援会議名簿.....	73
9. 障害者自立支援法（抜粋）.....	74
10. 昭島市障害者自立支援条例.....	80

※第4章は、基本目標の実現のため、施策の体系を項目ごとに課名及び内容について明示するものですが、施策の推進には障害福祉の担当課だけではなく、全庁的な連携・協力が必要なことから、事業ごとに連携する課を「関連他課」として記載しています。関連他課の表記がしてないところは、障害福祉担当課である生活福祉課が所掌します。

第1章 障害福祉計画の策定にあたって

1. 計画策定の主旨

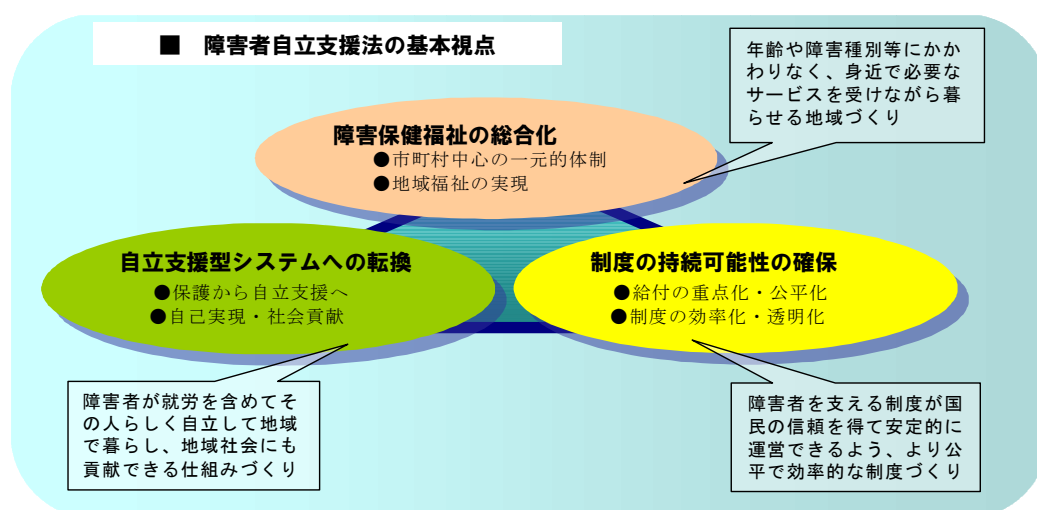
わが国では、障害者基本計画において定めた「障害のある人もない人も、地域でともに暮らし、ともに活動できる社会」を目指す「ノーマライゼーション」の実現に向け、障害のある方の生活支援や自立と社会参加を促す施策が講じられてきました。また、平成15年度からは、障害のある方の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本とする支援費制度が導入され、サービスの利用者は、年々増加傾向にあり、障害福祉サービスの拡充がなされてきました。

しかしながら、障害福祉サービスについては、身体障害、知的障害、精神障害といった障害別の縦割りのため、サービスの事業体系がわかりにくいこと、精神障害者に対するサービスが支援費制度の対象となっていなかったこと、また、ホームヘルプサービス等の提供体制の未整備により、地域によるサービスの格差があることなどが指摘されてきました。

こうした制度上の課題を解決するとともに、障害のある方が自立した生活を営むことができるよう、平成17年度に障害者自立支援法が制定されました。

本市においても、平成18年度に「昭島市障がい福祉計画（1期）」を策定し、障害者自立支援法に基づく必要な障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の計画的な提供に努めてきましたが、支援費制度における実績を基にサービス提供量を見込んだため、実際のニーズとは乖離が見受けられました。そこで、今回の「第2期計画」は、平成18年、19年度の実績値を踏まえ、実態に即した見直しを図るとともに、個々のサービス水準に関する検証を踏まえて策定します。

なお、「障がい」の表記につきましては、平成19年度に市において関係者アンケートをベースに検討を行い、「障害」に統一して使用することになりました。

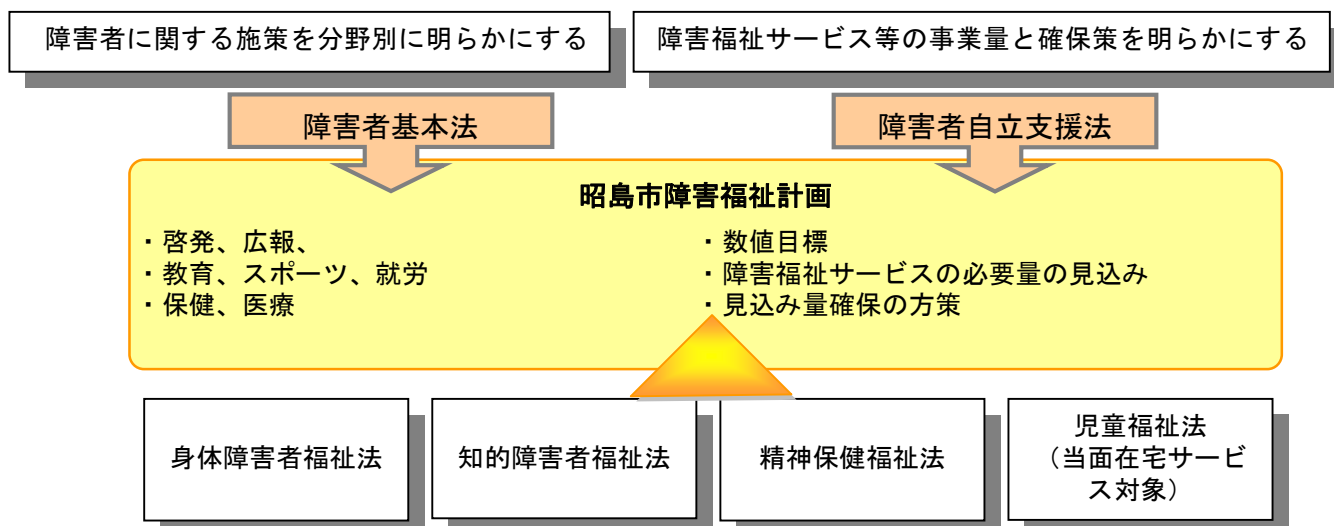


2. 計画の性格

この計画は、障害者自立支援法第 88 条第 1 項に基づく法定計画です。また、国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。この計画は、「昭島市障害者プラン」及び、他の障害者の福祉に関する事項を定める計画等と調和が保たれたものとしします。

障害者自立支援法より（市町村障害福祉計画）

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下、「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。



3. 計画の期間

この計画の計画期間は、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間とします。「第 1 期障がい福祉計画」は平成 23 年度に向けた目標設定を掲げていたため、基本的に「第 1 期計画」の基本方針を継承していくこととします。

計画期間と計画見直し時期

平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		障害者自立支援法の成立・施行					計画の 目標年度
		第 1 期					
				見直し	第 2 期		

障害福祉計画部分
の対象期間

第2章 障害者を取り巻く状況

1. 障害者を取り巻く状況

(1) 身体障害者

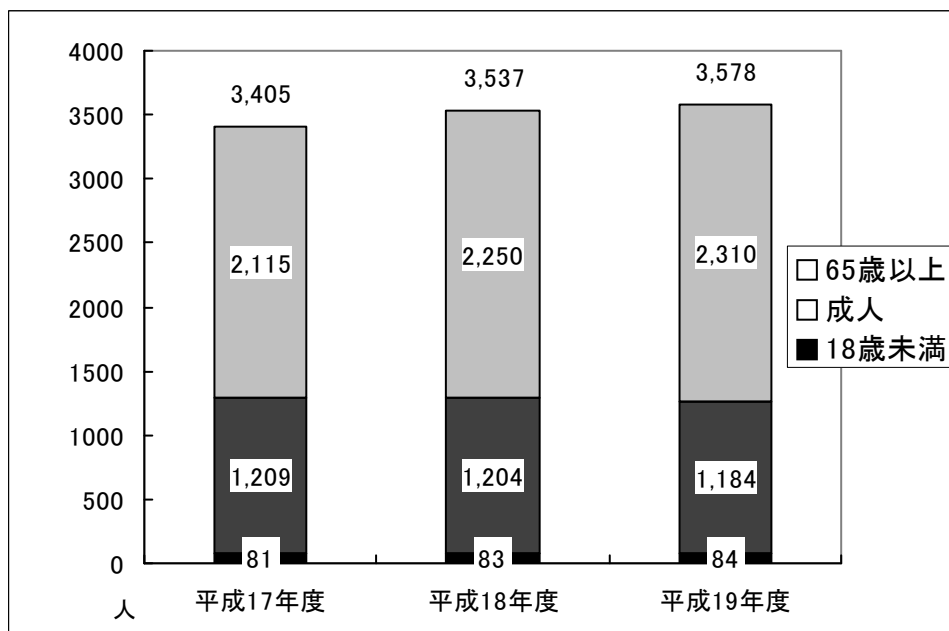
身体障害者手帳保持者は、平成19年度で3,578人となっており、2年間で173人増加しています。障害程度別では1級が最も多く、伸び率では5級が最も多くなっています。

表1 身体障害者手帳保持者数の推移【障害程度別】 (単位：人)

障害程度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	伸び率 (H19/H17)
1級	1,085	1,128	1,150	1.06
2級	617	640	628	1.02
3級	570	588	593	1.04
4級	756	794	811	1.07
5級	200	209	216	1.08
6級	177	178	180	1.02
計	3,405	3,537	3,578	1.05

※平成20年3月31日現在

図1 身体障害者手帳保持者数の推移【年齢階層別】 (単位：人)



(2) 知的障害者

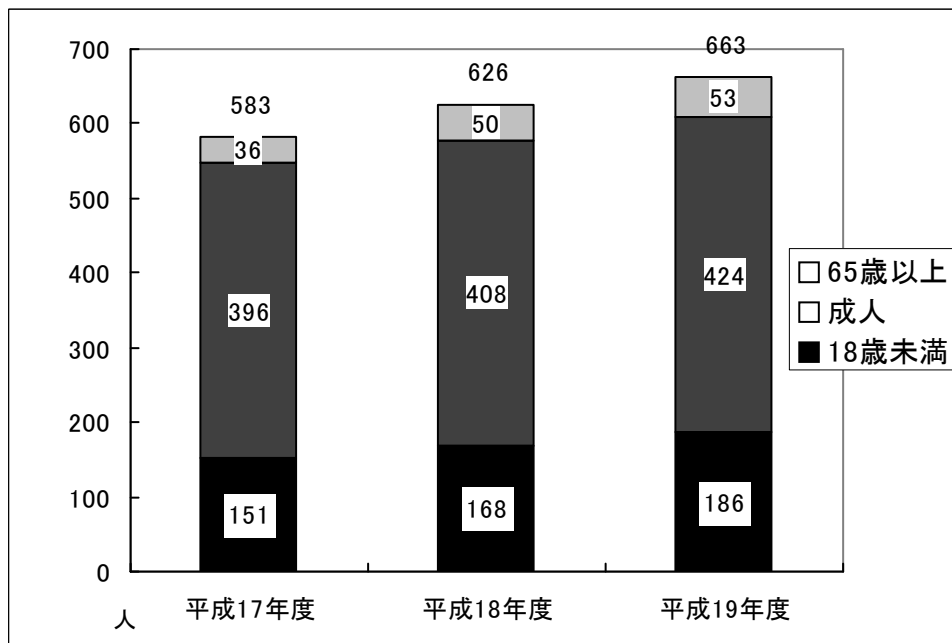
愛の手帳保持者は、平成 19 年度で 663 人と、2 年間で 80 人増えています。障害程度別では 4 度が最も多く、伸び率では 1 度が最も多くなっています。

表2 愛の手帳保持者数の推移【障害程度別】 (単位：人)

障害程度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	伸び率 (H19/H17)
1 度	22	26	28	1.27
2 度	168	174	175	1.04
3 度	154	163	173	1.12
4 度	239	263	287	1.20
計	583	626	663	1.14

※平成 20 年 3 月 31 日現在

図2 愛の手帳保持者数の推移【年齢階層別】 (単位：人)



(3) 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳保持者は、平成19年度で515人と、2年間で121人増えており、障害程度別では2級が最も多くなっています。

なお、通院医療費公費負担申請状況は平成19年度に1,438人で、手帳保持者数の約3倍に及び、手帳の交付を受けずに医療費の助成を受ける人が多いことが分かります。

表3 精神障害者手帳保持者数の推移【障害程度別】 (単位：人)

障害程度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	伸び率 (H19/H17)
1級	95	93	91	0.96
2級	220	261	299	1.36
3級	79	96	125	1.58
計	394	450	515	1.31

※平成20年3月31日現在

図3 精神障害者手帳保持者数の推移【年齢階層別】 (単位：人)

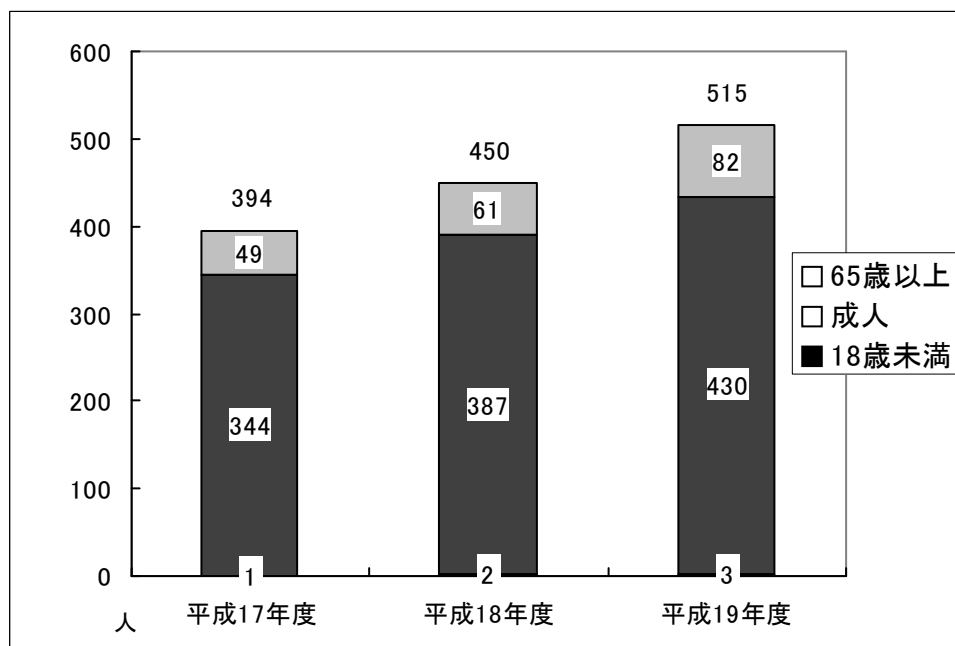


表4 通院医療費公費負担申請状況 (単位：件)

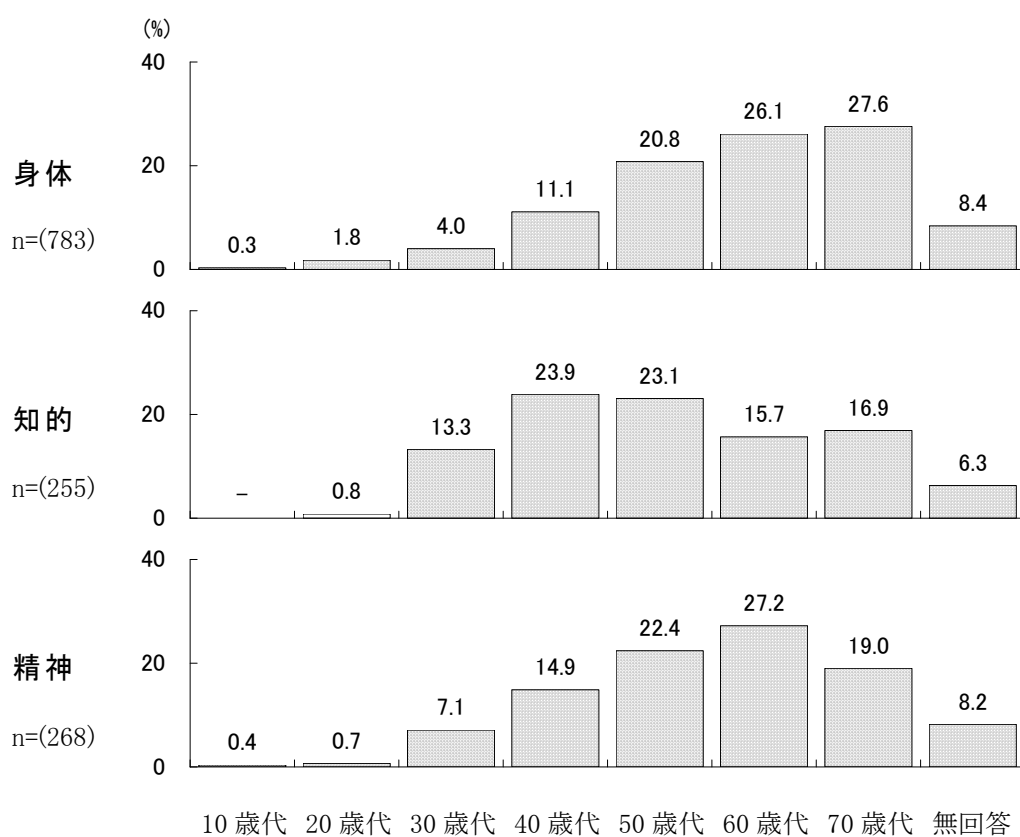
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
通院医療費公費負担申請	1,428	1,438	1,438

※平成20年3月31日現在

(4) 介助者の年齢

平成 18 年度のアンケート調査から、介助者の年齢を見ると、身体障害者、精神障害者の介助者では 60 歳以上の割合が多く、介助者の高齢化がうかがえます。また、このことから、介助者の多くが障害者の親であり、親亡き後の介助が課題となっていることがうかがえます。

グラフ1 介助者の年齢 (単位：人)



資料：「障害福祉に関するアンケート調査」(平成 18 年度)より

(5) サービスの利用状況

平成 18 年度の自立支援法施行により、支援費制度から自立支援法のサービス体系に移行しつつあります。サービス別の実績と目標値を以下に示します。

表5 居宅における生活支援のためのサービス（数値はひと月あたり）

サービス	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 23 年度 目標値
居宅介護	5,871 時間 うち児童 509 時間	1,881 時間	7,091 時間
重度訪問介護		3,608 時間	
行動援護		215 時間	
重度障害者等包括支援		0 時間	
児童デイサービス	156 人日	110 人日	149 日
	—	—	27 人
短期入所	121 人日	109 人日	153 日
	—	—	30 人

※平成 19 年度の居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度包括の合計は 5,704 時間

表6 日中活動を支援するためのサービス（数値はひと月あたり）

サービス	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 23 年度 目標値
療養介護	2 人	1 人	4 人
生活介護	22 人	40 人	124 人
自立訓練（機能訓練）	0 人	0 人	2 人
自立訓練（生活訓練）	1 人	1 人	10 人
就労移行支援	2 人	4 人	35 人
就労継続支援（A 型）	1 人	1 人	10 人
就労継続支援（B 型）	0 人	13 人	125 人

表7 夜間の居住を支援するためのサービス（数値はひと月あたり）

サービス	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 23 年度 目標値
共同生活援助 共同生活介護	33 人	36 人	48 人
施設入所支援	2 人	8 人	75 人

表8 相談支援のサービス（数値はひと月あたり）

サービス	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 23 年度 目標値
サービス利用計画作成費 の支給対象者数	0 人	0 人	15 人

表9 地域生活支援事業（数値は年度あたり）

サービス		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 23 年度 目標値
相談支 援事業	障害者相談支援事 業	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	昭島市自立支援協 議会	1 箇所	1 箇所	1 箇所
移動支援事業		976 人 (半年 438 人×2)	903 人	1,044 人
コミュニケーション支援事 業		161 人	120 人	278 人
日常生活用具給付		1,631 件	1,647 件	1,717 件
介護訓練支援事業		10 件	7 件	12 件
自立生活支援用具		7 件	15 件	15 件
在宅療養等支援用具		5 件	3 件	3 件
情報・意思疎通支援用具		25 件	21 件	40 件
排泄管理支援用具		1,584 件 (132 件*12 月)	1,599 件	1,644 件
住宅改修費		4 件	2 件	3 件
地域活動支援セン ター	I 型	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	II 型	0 箇所	0 箇所	2 箇所

表 10 その他事業（数値は年度あたり）

サービス	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 23 年度 目標値
心身障害者巡回入浴サービス	214 回	569 回	655 回
身体障害者自動車運転教習費助成事業	0 件	1 件	2 件
身体障害者用自動車改造費助成事業	5 件	4 件	5 件

2. 障害者の社会生活・生活の場

(1) 通園・通学

表 10 保育園における障害児数など（単位：園・人）

	園数		障害児数		合計	
	公立	私立	公立	私立	園数	障害児数
平成 18 年度	4	12	14	33	16	47
平成 19 年度	4	12	14	39	16	53
平成 20 年度	4	12	14	37	16	51

※5月1日現在 資料：子育て支援課

(2) 特別支援学級（固定・通級）

表 11 特別支援学級(固定)数及び在学者数（知的障害）（単位：学級・人）

	小学校		中学校		合計	
	学級数	在学者数	学級数	在学者数	学級数	在学者数
平成 18 年度	8	49	4	31	12	80
平成 19 年度	8	47	5	35	13	82
平成 20 年度	8	49	5	31	13	80

※5月1日現在 資料：学務課

表 12 特別支援学級(通級)への通級者数（単位：人）

	言語障害		情緒障害		難聴		合計	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
平成 18 年度	40	—	20	3	9	—	69	3
平成 19 年度	45	—	23	4	9	—	77	4
平成 20 年度	47	—	29	11	3	—	79	11

※12月1日現在 資料：学務課

(3) 特別支援学校

表 13 特別支援学校在学者数 (単位：人)

	小学部 在学者数	中学部 在学者数	高等部 在学者数	在学者数合計
平成 18 年度	27	19	41	87
平成 19 年度	35	17	37	89
平成 20 年度	40	15	48	103

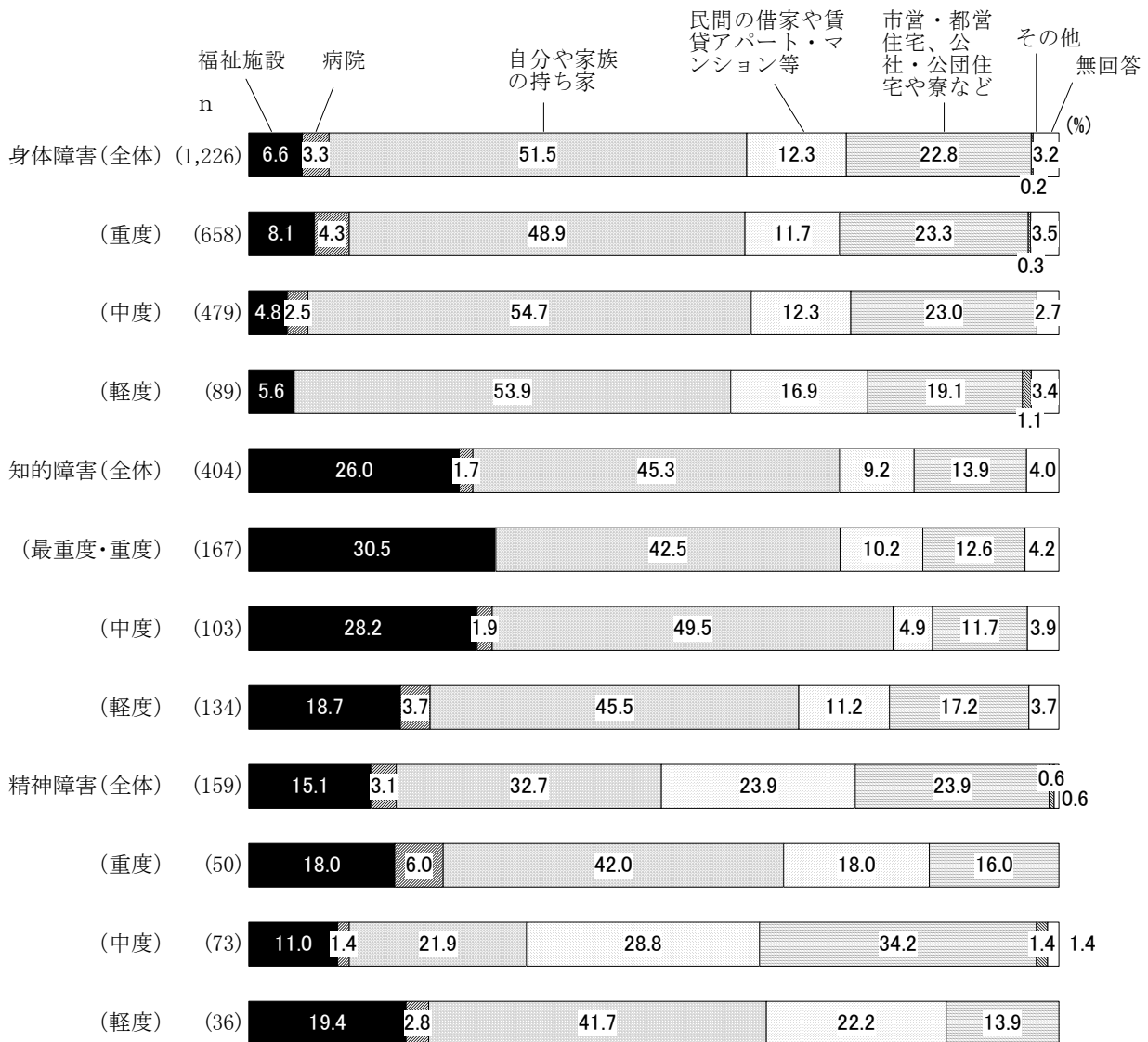
対象：あきる野学園・羽村特別支援学校・村山特別支援学校・立川ろう学校・八王子盲学校

※11月1日現在 資料：生活福祉課

(4) 生活の場

平成 18 年度に実施したアンケート調査によると、現在の住まいは、身体障害のある方の場合、約半数が自分や家族の持ち家となっています。知的障害のある方の場合は福祉施設が他の障害種別に比べて多く、重度・最重度で約 3 割となっています。精神障害のある方の場合は民間の借家や賃貸アパート・マンション等が他の障害種別に比べて多く、中度で 3 割弱となっています。

グラフ 2 現在の住まい



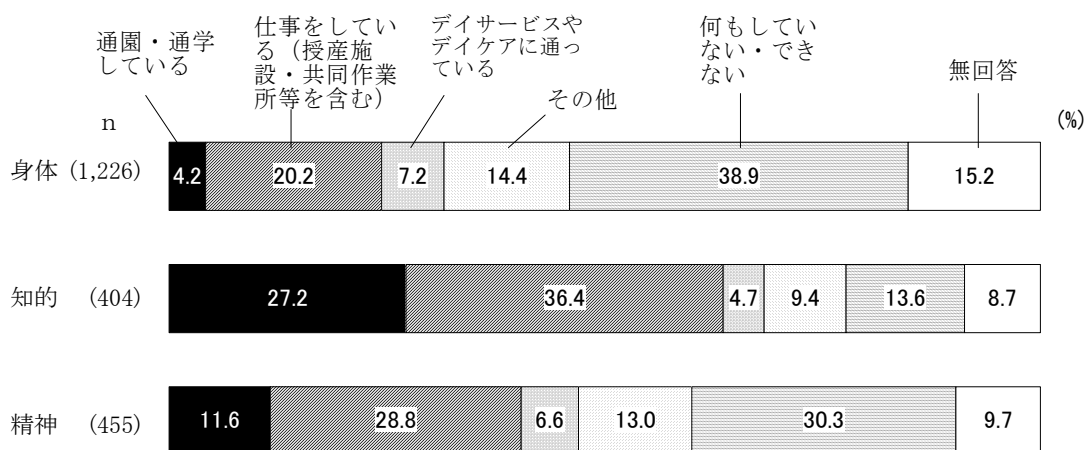
資料：「障害福祉に関するアンケート調査」（平成 18 年度）より

3. 障害者の就労

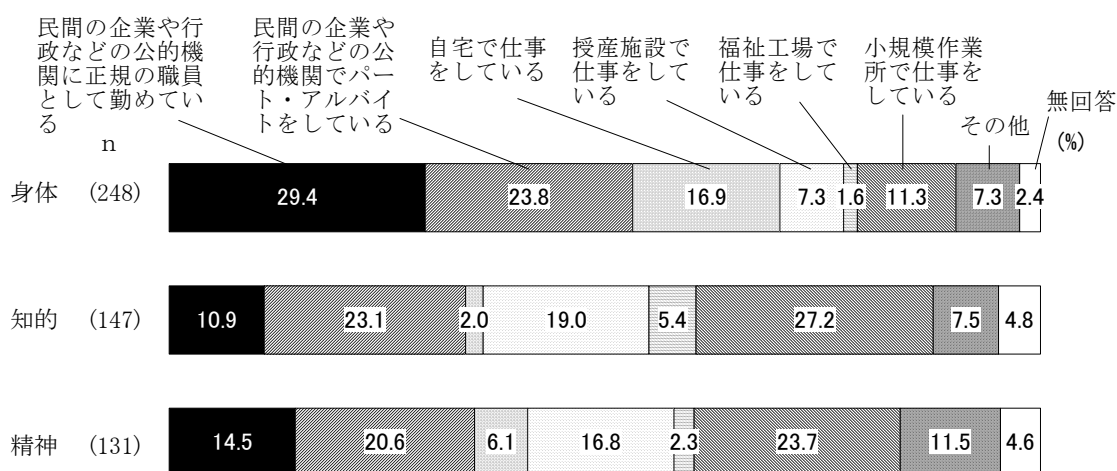
(1) 就労状況

平成 18 年度に実施したアンケート調査によると、福祉的就労も含めた仕事をしている人の割合は、身体障害のある方の場合で 20.2%、知的障害のある方の場合で 36.4%、精神障害のある方の場合で 28.8%となっています。仕事の種類としては、身体障害のある方の場合は正規職員、知的障害のある方及び精神障害のある方の場合は小規模作業所での仕事が最も多くなっています。

グラフ 3 日中の主な活動状況



グラフ 4 就労の種類



資料：「障害福祉に関するアンケート調査」（平成 18 年度）より

(2) 就労支援

昭島市では、障害のある方の一般就労の機会を広げ、障害のある方が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する障害者就労支援事業を実施しています。延べ利用者数は平成 19 年度で 1,818 人となっています。

表 14 昭島市障害者就労支援事業の利用状況（単位：人）

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
延べ利用者数	1,529	1,635	1,818

※11 月 1 日現在 資料：生活福祉課

表 15 障害者雇用の推移

	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
民間企業					
対象企業数	37	47	45	58	56
算定基礎労働者数	10,861	11,853	12,220	15,066	14,649
雇用障害者数	170	158	150	196	198
実雇用率	1.57	1.33	1.23	1.30	1.35
達成企業数	16	16	10	18	21
昭島市					
職員数	817	801	788	774	758
雇用障害者数	6	9	9	9	10
実雇用率（市長部局）	1.56	2.00	2.04	1.86	2.10
実雇用率（教育委員会）	0.97	1.52	2.08	2.08	2.14

※11 月 1 日現在 資料：ハローワーク立川

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「みんなで支え合う共生のまち・昭島」

(1) ノーマライゼーション理念の推進

障害のある方も障害のない方も同じように普通の生活ができる社会、ノーマライゼーションの理念のもと、障害のある方が主体的に社会参加し、自助・共助・公助を基本として、みんなで支え合う共生の地域社会をめざします。

(2) 自立への支援

障害のある方が生活の場を地域に置き、自立した生活ができるように、社会参加や生活の基礎としての就労を支援する地域社会をめざします。

2. 基本的視点

上記の基本理念を実現するため、次の4つを基本的視点とし、計画を推進していきます。

基本的視点1：障害者の自己選択と自己決定の尊重

基本的視点2：障害者の自立支援

基本的視点3：障害者の地域生活への移行支援

基本的視点4：地域による障害者支援

(1) 基本的視点1 障害者の自己選択と自己決定の尊重

障害の種別や程度に関わらず、障害のある方が自ら生活する場所を選び、必要な障害福祉サービスを受けながら、自立と社会参加を図っていくには、障害のある方の自己選択と自己決定を尊重することが必要です。

(2) 基本的視点2 障害者の自立支援

障害のある方の自立した生活を支援するためには、日中活動の場の確保や福祉就労の推進、一般就労への移行推進等が必要です。就労相談の実施や地域における職場の開拓などを図り、地域社会の受容力を最大限に活用することによって、障害のある方の生活を支援していくことが必要です。

(3) 基本的視点3 障害者の地域生活への移行支援

障害のある方が地域に定着するためには、地域社会の理解や社会資源の整備と共に、本人が自立できる環境や健康状態を維持できるように、障害福祉サービス利用や生活上の問題などの解決の助けとなる相談を行うなど、継続した支援を行っていく必要があります。

(4) 基本的視点4 地域による障害者支援

障害のある方が地域の一員として社会参加を図っていくためには、地域住民との相互理解や協力が必要です。また、自立した生活を送るのに必要な障害福祉サービスなどを受けられるよう地域の社会資源を整備するとともに、行政・民間・地域社会などが連携を図っていくことが重要です。

3. 基本目標

前述の基本理念と基本的視点に立って、次の4つの基本目標を設定し、施策を展開します。

基本目標1：障害者の社会参加のための支援
基本目標2：自立・共生のための社会基盤づくり
基本目標3：障害者が生活しやすいまちづくり
基本目標4：持続可能な制度を確立する

(1) 基本目標1 障害者の社会参加のための支援

障害のある方が地域で自立した生活を送り、社会参加をするためには、障害のある方が安心して参加できる基盤整備とともに、地域の住民との相互理解が必要です。障害のある方を取り巻くさまざまな状況についてさまざまなバリアフリー化を図るとともに、障害のある方も安心して暮らせるまちづくりをすすめます。

(2) 基本目標2 自立・共生のための社会基盤づくり

障害のある方が共生できる地域づくりのために、障害のある児童も視野に入れた支援を考える必要があります。また、自立のための就労相談の充実や、地域における職場の開拓などを行うことも必要です。さらに、障害福祉サービスの利用についての相談や、地域で生活できる環境や健康状態を保つため、生活上の問題解決に向けて障害のある方が自己選択・自己決定できる支援体制を整えることも重要です。

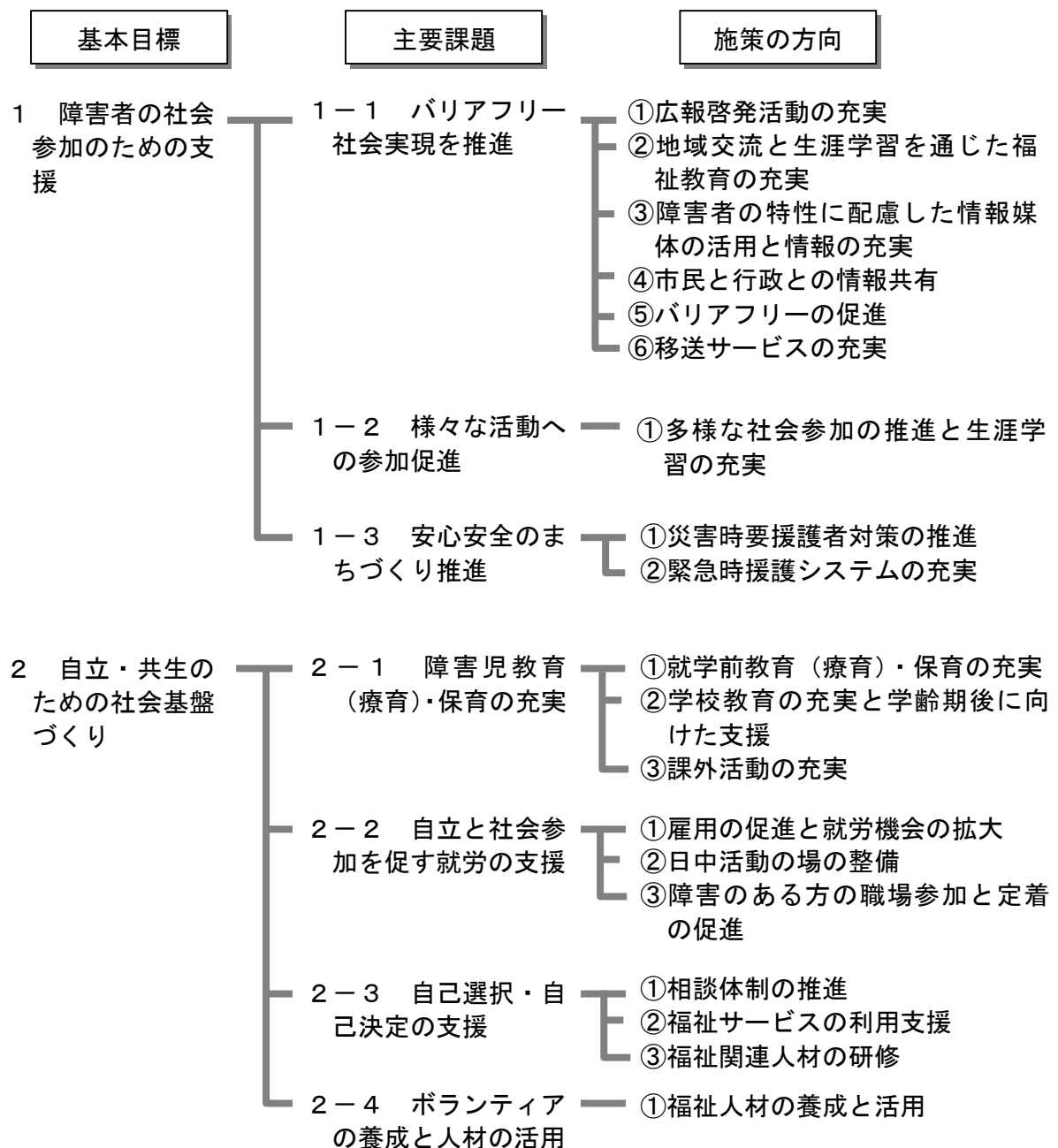
(3) 基本目標3 障害者が生活しやすいまちづくり

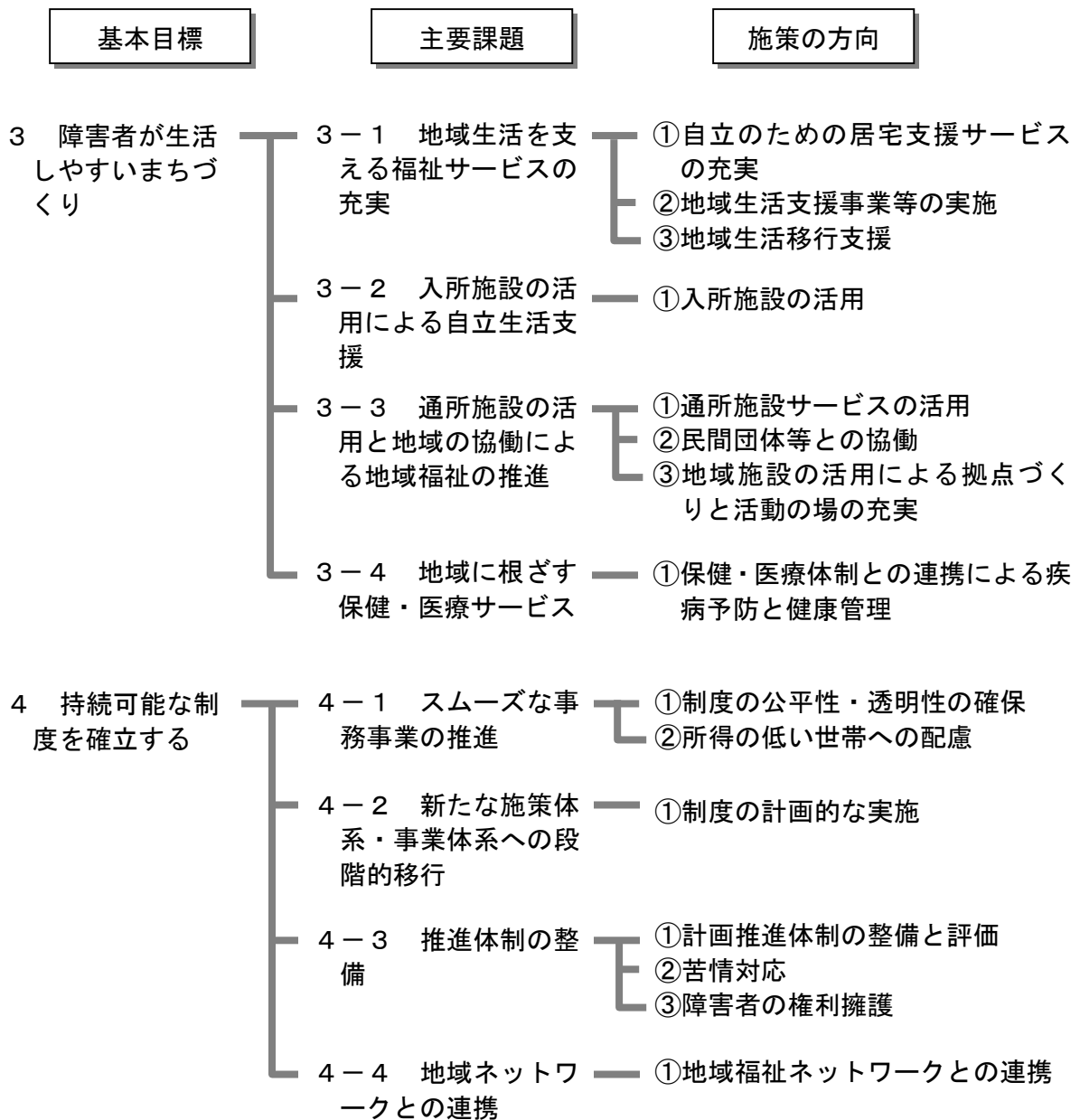
障害のある方が地域に定着するために、地域に居住の場を確保する必要があります。また、障害のある方の地域での生活を支えるため、障害福祉サービスについて、必要とされる種類と量を確保することが必要です。生活しやすい地域づくりに向け、行政・民間・地域社会などの連携を図っていくことが重要です。

(4) 基本目標4 持続可能な制度を確立する

障害のある方が地域で安心して暮らしていくために、持続可能な制度を確立することが重要です。市で行う事業についても、自助・共助・公助の理念のもと障害者自立支援法の法定サービスとの整合性を保ちつつ、みんなで支え合いながら運営していく必要があります。

4. 施策の体系





5. 目標設定

障害福祉計画において、必要な障害福祉サービスの量を見込むに当たり、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に関し、従来の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成 23 年度を目標年度として、次のような数値目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、従来の体系で福祉施設に入所している障害のある方のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、平成 23 年度末における地域生活に移行する者の人数目標を設定します。

【国の基本指針】

- ・現時点の施設入所者数の 1 割以上が地域生活へ移行する。
- ・平成 23 年度末時点の施設入所者数を現時点の施設入所者数から 7%以上削減する。

【東京都の目標】

- ・都では「障害者地域生活支援・就労促進 3 か年プラン」に基づく地域生活支援型入所施設を整備する。(平成 20 年度までに 120 人分)
- ・都では、平成 23 年度末の入所定員数は、平成 17 年 10 月 1 日現在の定員数を超えないものとする。

項目	数値	考え方
施設入所者数(実績)(A)	75 人	平成 17 年 10 月 1 日の数
【目標値】 地域生活への移行想定数(B)	8 人 (11%)	(A)のうち、平成 23 年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
新たな施設入所支援利用者(C)	8 人	平成 23 年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込
平成 23 年度末の施設入所者数(D)	75 人	平成 23 年度末の利用人員見込 (A) - (B) + (C)
【目標値】 施設入所者削減見込(E)	0 人 (0%)	(A) - (D)

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成 24 年度までに受け入れ条件が整えば、退院可能な精神障害者が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成 23 年度までの退院可能精神障害者数の減少目標を設定しました。東京都によると、昭島市における第 1 期計画期間中の退院可能精神障害者数減少の実績は、「6 名以上」とされています。

【国の基本指針】

- ・平成 14 年における退院可能精神障害者数のうち、市町村及び都道府県が定める数を設定する。

【東京都の目標】

- ・都では暫定的に約 5,000 人（平成 14 年患者調査における退院可能精神障害者数）を各区市町村の人口比で按分して算定した人数を地域移行の対象者数（目標値）とする。
- ・都では、平成 18 年度を初年度とし、10 年後の平成 27 年度末までの退院を目指すこととし、各区市町村は平成 23 年度末において暫定的な対象者の 5 割以上の者が地域生活へ移行することを目指すものとする。

項目	数値	考え方
退院可能精神障害者数 （現在の暫定的な人数）	45 人	東京都の目標に基づく暫定的な人数
【目標値】 地域生活への移行想定数	23 人	上記のうち、平成 23 年度末までに地域生活への移行を目指す数

(3) 一般就労への移行

就労移行支援事業等を通じて、平成 23 年度中に一般就労に移行する者の人数目標を設定します。

【国の基本指針】

- ・現時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。
- ・平成 23 年度までに平成 17 年度の福祉施設の利用者のうち、2 割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成 23 年度末において就労継続支援事業の利用者のうち、3 割は就労継続支援（A 型）事業を利用することを旨とする。

【東京都の目標】

- ・区市町村障害者就労支援事業を、平成 23 年度までに、すべての区市町村で実施することを旨とする。
- ・施設外授産または企業内通所授産事業について、就労移行支援事業を実施する事業者はもとより、区市町村障害者就労支援事業を実施する事業者も活用できるよう検討し、すべての区市町村で実施することを旨とする。
- ・区市町村は、平成 23 年度中に一般就労に移行する者の数が、平成 17 年度の一般就労への移行実績の2倍以上となることを旨とする。

項目	数値	考え方
年間一般就労移行者数（実績）	15 人	平成 17 年度において一般就労した者の実数
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数	22 人	平成 23 年度において一般就労する者の実数

第4章 施策の展開

基本目標1 障害者の社会参加のための支援

【主要課題1-1】バリアフリー社会実現を推進

◇現状と課題

障害のある方は、日常生活を送るうえでさまざまな物理的な障壁（バリア）に囲まれています。その行動範囲を広げ、社会に積極的に関わっていくためにはさらに多くの障壁を克服していかねばなりません。また、法律的には、これまでの公共交通機関を対象とする「交通バリアフリー法」と、デパートや旅客施設などのバリアフリー化を目指す「ハートビル法」が統合された「バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律：平成18年法律第91号）」が成立し、高齢者や障害のある方が移動しやすいまちづくりを一体的に進めることになりました。市は歩道の段差解消や公共施設のバリアフリー化等をさらに推進していく必要があります。

また、物理面だけでなく、制度面、情報面、心理面での障壁、障害に対する無理解についても解消していかねばなりません。

市ではイベント等を通じた交流活動の促進や障害のある方への理解のための啓発活動に努めていますが、子どもの頃からノーマライゼーションの理念が身につくような教育環境や地域交流が求められています。

情報化時代にあって、障害のある方が情報から取り残されることのないように、また、障害のある方の特性に配慮された情報提供システム及び活用システムの充実が必要になります。

施策の方向①：広報啓発活動の充実

番号	事業名	内容	関連他課
1.	インターネット等による啓発活動	インターネット等の広報手段や、イベント等の機会を通じ、障害者福祉に関する啓発活動に努めます。	秘書広報課 情報推進課 福祉推進課
2.	障害者用語の見直し	障害のある方に関する不適切な用語について見直し、チェックします。	秘書広報課 情報推進課 福祉推進課

施策の方向②：地域交流と生涯学習を通じた福祉教育の充実

番号	事業名	内 容	関連他課
3.	各種フェスティバルを通じた障害福祉の啓発	健康フェスティバルなど各種フェスティバルを通じて、障害のある方に対する理解と認識を深めるための啓発活動を行います。	福祉推進課
4.	ふれあい交流事業	障害のある方とない方との相互理解を深めるための事業の充実を図ります。	市民会館・公民館

施策の方向③：障害者の特性に配慮した情報媒体の活用と情報の充実

番号	事業名	内 容	関連他課
5.	点字・声の広報の発行	視覚障害者に行政情報の円滑な提供を図るため、点字広報、及び声の広報の発行を促進します。	秘書広報課 議会事務局
6.	点字図書・録音図書の充実	視覚障害者が気軽に読書ができるように、点字図書、並びに録音図書の充実を図ります。録音図書のデジタルCD化に着手します。	市民図書館
7.	メディアコンバート(※注)体制の推進	ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、障害の特性に応じて情報の形式を置き換えられる体制の整備に努めます。	秘書広報課 情報推進課 福祉推進課

※注：本来、コンピュータ用情報媒体の形式を変換する意味だが、ここでは、情報の形式を必要に応じて 文字・点字・音声など別の形に変換することを表します。

施策の方向④：市民と行政との情報共有

番号	事業名	内 容	関連他課
8.	広報・インターネットの活用	広報・インターネットを通じ、障害のある方へ福祉サービス情報等を提供します。提供する情報は、わかりやすい表現を心がけます。	秘書広報課 情報推進課 福祉推進課

施策の方向⑤：バリアフリーの促進

番号	事業名	内 容	関連他課
9.	バリアフリー総合基本計画の策定・推進	バリアフリー社会の実現を図るために、「バリアフリー総合基本計画」を早期に策定します。	福祉推進課 建設課 建築課

番号	事業名	内 容	関連他課
10.	福祉総合システムの活用	保健福祉の情報を一元管理している福祉総合システムを活用し、様々な情報提供を行います。	情報推進課 市民課 課税課 福祉推進課 介護福祉課 子育て支援課 保険年金課 健康課
11.	福祉ハンドブックの作成	障害のある方にとって、福祉サービスの情報を容易に入手でき、理解できる使いやすい福祉ハンドブックを早期に作成します。	福祉推進課 介護福祉課 子育て支援課 保険年金課 健康課
12.	市職員に対する手話研修実施	相談窓口などにおける福祉サービス向上や障害の理解のため、市職員に対する手話研修を行います。	職員課
13.	人権擁護意識の普及啓発	障害のある方を含むすべての個人の尊厳が守られる社会をめざし、人権意識の普及・啓発に努めます。	福祉推進課 介護福祉課
14.	地域福祉権利擁護事業	障害のある方や高齢の方の権利を擁護するため、都や社会福祉協議会等、関連機関と連携し、財産の保安全管理や各種申請等、地域での自立した生活を幅広くサポートします。	福祉推進課 介護福祉課

施策の方向◎：移送サービスの充実

番号	事業名	内 容	関連他課
15.	身体障害者用自動車運行事業（くじら号運行事業）	車いすのまま乗車できる心身障害者用自動車（くじら号）の運行事業を行います。	
16.	福祉有償運送事業の実施	より使いやすく、少ない負担ですむ（有料）運送サービス事業の支援に努めます。	福祉推進課
17.	障害者の個別ニーズに基づいた移動支援事業の実施	障害者の社会参加を支援するため、個別のニーズに応じた移動支援事業の実施に努めます。	

【主要課題 1-2】 様々な活動への参加促進

◇現状と課題

障害のある方が生きがいを持って暮らすためには、障害のない方と同じようにいつでもどこでも学ぶことができ、文化や芸術にふれ、スポーツやレクリエーション活動にも参加できることが必要になります。

市では障害のある方のスポーツ大会への参加支援、障害のある方のレクリエーション大会への参加支援等を実施していますが、障害のない方と一緒にスポーツや文化芸術活動を楽しむ機会を増やしていく必要があります。より多くの分野において、障害のある方の参加が可能な環境づくりと工夫が求められています。

施策の方向①：多様な社会参加の推進と生涯学習の充実

番号	事業名	内容	関連他課
18.	社会参加の力をつ けるための支援	障害のある方が地域の一員として生活していけるよう、日常相談やサービス利用の相談等について個別に支援します。	福祉推進課 市民会館 公民館
19.	障害者の文化活動 支援	障害のある方の趣味の講座の成果発表や展示などを行い、障害のある方の文化活動への参加を促進します。	市民会館 公民館
20.	障害者の投票支援	障害のある方の投票への参加を支援するため、期日前投票制度や点字・代理投票制度を実施します。	選挙管理委員会 事務局
21.	障害者のスポーツ 大会への参加支援	障害のある方のスポーツ活動を促進するため、市民スポーツ大会等への受け入れ態勢を整えるように努めます。	福祉推進課 スポーツ振興 課 市民会館 公民館
22.	障害者のレクリエ ーション大会への 参加支援	障害のある方のレクリエーション活動への参加支援について、関係課の連携ができるような実施体制の構築に努めます。	福祉推進課 スポーツ振興 課 市民会館 公民館

【主要課題 1-3】 安心安全のまちづくり推進

◇現状と課題

災害や犯罪への備えを整え、障害のある方にとっても安心して暮らせる安全なまちづくりが求められています。特に地震災害等が起きた場合、障害のある方は高齢者と同様に迅速な避難が困難であり、適切な支援体制が必要になります。

市では、耐震・火災対策事業の推進のほか、防災マニュアル作りや訓練への参加促進などを行っています。地域コミュニティや自治会やボランティア等との協働による支援体制の充実が課題になります。

施策の方向①：災害時要援護者対策の推進

番号	事業名	内容	関連他課
23.	災害ボランティア (NPOとの連携)	自治会、ボランティア組織、NPOなどを中心に、災害時における障害のある方の避難、救助・支援体制の整備を図ります。	防災課 生活コミュニティ課 福祉推進課

施策の方向②：緊急時援護システムの充実

番号	事業名	内容	関連他課
24.	重度障害者緊急通報制度の活用	一人暮らしの重度障害者の病気や事故等の緊急時に、消防署に通報する機器を設置する緊急通報システムの充実を図ります。	防災課
25.	災害時要援護者登録制度	災害時に障害のある方の安否を確認し、支援・救助が円滑に行えるように要援護者の登録を推進します。聴覚障害者への FAX による情報提供等の実施に努めます。	防災課 福祉推進課
26.	携帯メールサービスの活用	災害時に障害のある方に対して、携帯メールでの情報提供や連絡を行うメール配信サービスを実施します。	防災課
27.	学校や体育館など避難場所の確保	学校や体育館のバリアフリー化を図るとともに、障害のある方が災害時に避難場所へ速やかに移動できるように支援体制を充実させます。	防災課 庶務課(学校教育部)
28.	音声以外のガイダンス	聴覚・言語障害者を対象に、災害情報等を携帯電話に送信する自治体情報携帯サイトへの加入を進めるとともに、避難所ではプラカード等も活用します。	防災課 庶務課(学校教育部)
29.	市職員等の災害対応態勢	災害時の情報提供や連絡、避難場所への誘導など、的確かつ迅速に行えるよう、要援護者の把握に努め、市役所等での災害対応態勢を構築します。	防災課 産業振興課

基本目標 2 自立・共生のための社会基盤づくり

【主要課題 2-1】障害児教育（療育）・保育の充実

◇現状と課題

障害のある子どもの将来の自立を考えて、早い時期からの教育・保育の支援が必要です。また、障害の種類や程度、発達段階等に応じたきめの細かい対応は、子どもの個性や能力を的確に伸ばすことにもつながります。

市では障害乳幼児の通所訓練や療育指導、就学相談等を行ってきましたが、一層の充実が求められます。

障害のある子どももいない子どもも共に学び、相互理解を深めるために、さまざまな機会を通しての交流の促進が期待されます。

施策の方向①：就学前教育（療育）・保育の充実

番号	事業名	内容	関連他課
30.	就学前通所訓練事業の実施	障害乳幼児の通所訓練、療育指導及び相談を行い、保育を通じて子どもの発達と障害についての正しい理解を図ります。	健康課 子育て支援課
31.	統合保育の推進	障害のある子どももいない子どもも、日常の保育を通してお互いの理解を深め、協力しながら共に育つように統合保育の推進を図ります。	健康課 子育て支援課
32.	学齢期に向けての移行情報支援	障害のある子どもの保護者に対して、障害の程度や能力、意向などをふまえて適切な教育の場を選ぶことができるよう情報の提供を図るとともに、医療サイドとの連携を図ります。また、保育園・幼稚園と小学校との情報連携を図り、移行情報支援に努めます。	健康課 子育て支援課 学務課
33.	発達障害児の早期発見と支援	発達障害の疑いのある子どもを早期に発見し、東京都の発達障害者支援センターや医療機関等を紹介するなど、東京都と連携して適切な対応を図ります。	健康課 子育て支援課

施策の方向②：学校教育の充実と学齢期後に向けた支援

番号	事業名	内容	関連他課
34.	就学相談・指導の充実	教育上特別な配慮を要する児童・生徒の適正な就学を支援します。将来の就労等も見据え、一人ひとりの個性や能力が伸ばせるように障害の程度や種類に応じた就学相談・指導の充実に努めます。	学務課
35.	通級指導学級の充実	障害があっても特別な指導によって通常学級での生活が可能な子どもへの援助のために、学習障害（LD）児などを対象とする通級指導学級の充実に努めます。	学務課
36.	特別支援教育の実施	従来の特級教育における対象であった障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めた児童生徒の自立や社会参加に向けて、個別の教育的ニーズを把握し、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。	指導室(学校教育 部) 学務課
37.	副籍制度の導入推進	特別支援学校に通う障害のある子どもが地域の市立小・中学校に副次的な籍を持ち、直接的、間接的な交流を通じて居住する地域とのつながりを維持継続を図ることができるように、副籍制度の導入を推進します。	学務課
38.	余裕教室等の有効利用	小中学校に余裕教室等が生じた場合には、福祉施策への活用の可能性についても検討します。	庶務課(学校教育 部)
39.	職場実習等の就労移行支援	民間企業に職場実習の拡充を依頼するとともに、実習を通じて、周辺市も含めて就労の機会を得られるように支援を行います。	産業振興課 指導室(学校教育 部)
40.	障害者の高等教育	周辺大学との連携に努め、公開講座等についての情報提供を推進するとともに、生涯学習活動についても支援します。	

施策の方向③：課外活動の充実

番号	事業名	内容	関連他課
41.	障害児放課後等対策事業	特別支援学校などへ通っている障害児が放課後、安心して活動できるような受け入れ体制の確保に努めるとともに、休日や長期休暇中の対応についても検討します。	社会教育課

【主要課題 2-2】 自立と社会参加を促す就労の支援

◇現状と課題

障害者自立支援法では、社会参加としての日中活動の場を整備することが必要とされています。また、就労移行支援事業や就労継続事業が創設され、一般就労への移行促進、就労機会の提供を目指しています。さらに、労働サイドでは、障害者雇用促進法の一部改正があり、障害のある方の就労機会の拡大を目指しています。

障害のある方が社会的に自立していくために、就学時からの就労情報の提供や個々の能力や適性に応じた技術習得の機会の提供等が必要となっており、企業等へ障害者雇用促進の啓発活動を行うことで、障害のある方の働きやすい環境を整えることも重要です。

都では平成 19 年度～23 年度にかけて「工賃倍増 5 か年計画」を展開しており、授産施設の主体性を引き出すとともに、官公需における受注拡大を推進しています。本市においても、都や授産施設と連携し、授産製品の発注の可能性について検討していく必要があります。

今後とも障害のある方の雇用に向けて、福祉と労働との連携により、市内企業等や市役所における法定雇用率の確保、実習の受け入れを図ります。

施策の方向①：雇用の促進と就労機会の拡大（注：※印は障害者自立支援法に基づく事業）

番号	事業名	内容	関連他課
42.	※就労移行支援事業	福祉・教育・就労支援機関が連携して、障害に応じた職業訓練、職業能力の開発・向上、情報提供等を通して、一般就労を希望する障害のある方を支援します。	学務課
43.	※就労継続支援事業	一般就労に結びつかない方に、就労の機会を提供し、雇用契約に基づく支援を行います（A型・雇成型）。また、一般就労やA型での就労に適應できない方に、継続的な就労機会を提供し、生産活動にかかる知識および能力を向上し、維持することを支援します（B型・非雇成型）。 さらに、東京都の工賃倍増 5 か年計画に基づき、福祉的就労の底上げを図ります。	
44.	障害者の雇用促進	市役所において障害のある方の雇用を推進するとともに、公共機関等における障害のある方の雇用を促進します。また、公共職業安定所と連携し、民間企業等の関係機関に対して、障害のある方の雇用促進を要請していきます。	職員課 生活コミュニティ課 産業振興課
45.	職場の開拓	広域で連携をとりつつ、障害のある方のための新しい就労の場の創出を図ります。	産業振興課

施策の方向②：日中活動の場の整備（注：※印は障害者自立支援法に基づく事業）

番号	事業名	内 容	関連他課
46.	※地域活動支援センター事業	創作活動や生産活動、交流活動など、さまざまな活動の機会を提供します。	
47.	※生活介護事業	常に介護を必要とする障害者に、通所により、食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。	
48.	※自立訓練事業	自立した生活を営むことができるように、身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。	
49.	展示・販売コーナーの設置	障害のある方が製作した製品を常時展示・販売するコーナーを設置します。	福祉推進課
50.	授産製品の販路拡大	障害のある方の経済的自立を支援するため、事業者の授産製品の販路拡大と随意契約に努めます。	産業振興課

施策の方向③：障害者の職場参加と定着の促進

番号	事業名	内 容	関連他課
51.	障害者の実習の受け入れ	障害のある方の雇用を促進するとともに、市役所への実習生の受け入れを進めます。	職員課
52.	ジョブコーチ付就労支援の推進	障害のある方の就労を支援するため、ジョブコーチ（援助者）付就労促進事業を推進します。	
53.	就労後のアフターフォロー	市や関連機関が連携して、就労した障害のある方が安心して働き続けられるようにアフターフォローを行います。	

【主要課題 2-3】 自己選択・自己決定の支援

◇現状と課題

障害のある方や家族が悩みや不安を気軽に相談し、福祉サービスが円滑に受けられるための窓口の整備が必要となっています。サービスの制度や内容に変更があっても情報が届いていない、あるいは複雑で分からないなどということもあり、身近なところで必要なときに必要な情報が入手できる体制の確立が求められます。

市では、相談窓口の開設や相談業務間の連携、窓口職員の研修等を行ってきました。利用者がサービスを主体的に選択することができるように、利用者の立場に立った情報提供、相談支援業務の充実が課題になります。

施策の方向①：相談体制の推進

番号	事業名	内容	関連他課
54.	指定相談支援事業の実施	本人及び家族の支援のため、相談支援事業等を指定相談事業者に委託し、情報提供や権利擁護に必要な援助を行う等、自立した日常生活・社会生活を支援します。知的障害者・発達障害者等への支援の強化を図ります。	
55.	相談業務間の連携強化	介護、住宅改造、生活扶助等について、他の相談業務との連携を強化し、サービス向上に努めます。	介護福祉課 都市計画課
56.	精神障害者一般相談事業の実施	精神障害者の早期治療と社会復帰のため、専門医や保健師等による相談・指導を実施します。	
57.	市内医療機関との連携	医療や看護、相談の支援を必要とする障害のある方に対し、市内の医療機関や訪問看護ステーションが連携を図り、サービスの提供や調整・相談を行います。	健康課

施策の方向②：福祉サービスの利用支援

番号	事業名	内容	関連他課
58.	相談支援事業者による利用計画作成の支援	障害のある方が障害福祉サービスを適切に利用するために、利用計画の作成を支援します。	

施策の方向③：福祉関連人材の研修

番号	事業名	内容	関連他課
59.	職員研修の充実	相談窓口等における福祉サービス向上のため、職員研修の充実に努めます。	職員課

【主要課題 2-4】 ボランティアの養成と人材の活用

◇現状と課題

障害のある方を地域で支えあうために、NPOやボランティア団体の育成を図り、社会福祉協議会等との協働により地域福祉を推進していきます。

活動団体への支援とともに、ボランティアへの研修等によって、地域を支える人材を育てることがますます重要になってきます。

施策の方向①：福祉人材の養成と活用

番号	事業名	内容	関連他課
60.	福祉・ボランティア教育推進	小中学校における、障害者福祉施設での福祉体験などを促進し、福祉への理解を深めることを目的とした福祉教育・ボランティア教育を推進します。	福祉推進課 指導室(学校教育部)
61.	福祉・ボランティア教育方針の明確化	福祉・ボランティア教育を推進するための教育方針を明確化します。また、地域と連携して福祉・ボランティア教育を推進します。	福祉推進課 指導室(学校教育部)
62.	福祉・ボランティア養成講座の実施	社会福祉協議会において昭島ボランティア指針に基づいて養成講座を実施していきます。	福祉推進課

基本目標 3 障害者が生活しやすいまちづくり

【主要課題 3-1】地域生活を支える福祉サービスの充実

◇現状と課題

地域社会において、障害のある方が豊かに生きがいをもって暮らすためには、在宅福祉サービスと施設福祉サービスがバランスよく整えられていることが必要です。

市では障害者自立支援法に定める介護給付事業をはじめとする在宅福祉サービス等の確実な実施を図っていきます。

入所者・入院者の地域生活移行支援・退院促進事業を着実に実施していくとともに、在宅生活者が地域で自立した生活が続けられるようにサービスメニュー、並びにサービスの質と量の検討が求められます。また、そのためのヘルパーの養成・確保も課題となっています。

施策の方向①：自立のための居宅支援サービスの充実

(注：※印は障害者自立支援法に基づく事業)

番号	事業名	内容	関連他課
63.	※居宅介護事業	居宅における入浴、排泄、食事等の介護サービスの提供を行います。	
64.	※重度訪問介護事業	常時介護を必要とする重度障害者を対象に、居宅における入浴、排泄、食事、外出時の移動介護サービスを行います。	
65.	※行動援護事業	行動に著しい困難がある知的障害者、精神障害者に対して、危険回避のための援護や移動介護サービスを提供します。	
66.	※生活介護事業 (再掲)	常に介護を必要とする障害者に、通所により、食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。	
67.	※重度障害者等包括介護事業	常時介護が必要な人で、その介護の必要度が著しく高い方に、総合的で長時間の介護サービスを行います。	
68.	※児童デイサービス事業	施設に通所し、日常生活における基本動作の訓練や集団生活の適応訓練などを行います。	
69.	※短期入所事業	介護者が病気などで介護が困難になった場合などに、施設での入浴、排泄、食事等のサービスを提供します。市独自のショートステイ事業についても検討します。	

番号	事業名	内 容	関連他課
70.	※補装具給付事業	日常生活を容易にするために必要な補装具の給付・修理を行います。	
71.	住宅改造費助成事業	在宅の重度身体障害者に対し、居住する住宅の設備等に改造する場合、障害の程度や状態に応じた改造費を助成します。	
72.	特別障害者手当給付事業	在宅の重度障害者で日常生活において常時介護が必要とする人に手当を支給します。	
73.	心身障害者福祉手当給付事業	心身に障害のある方に対し、障害の程度に応じ手当を支給することにより、経済的、精神的負担の軽減を図ります。	
74.	心身障害者福祉タクシー利用助成事業	電車やバス等の交通機関の利用が困難な重度の心身障害者(児)がタクシーを利用する場合に、その費用の一部を助成します。	
75.	身体障害者有料道路割引証発行事業	身体障害者手帳所持者に対して有料道路の割引証を発行します。	
76.	遠距離入所施設訪問家族交通費助成事業	遠距離の入所施設を訪問する家族の交通費の一部を助成します。	
77.	心身障害者自動車等ガソリン費助成事業	心身障害者が日常生活のために所有する自動車の運行に伴うガソリン費用のうち税額相当額を助成します。	
78.	都営交通無料乗車券発行事業	都内に居住する障害者及び戦傷病者に都営交通の無料乗車券を発行します。	
79.	特別支援学級保護者会介護人派遣助成事業	特別支援学級の保護者会を行うとき、派遣する介護人の費用を助成します。	
80.	重度脳性麻痺者介護人派遣事業	重度の脳性麻痺者の生活圏を拡大するため、介護人を派遣する費用を助成します。	

施策の方向②：地域生活支援事業等の実施

(注：※印は障害者自立支援法に基づく事業)

番号	事業名	内 容	関連他課
81.	※指定相談支援事業の実施(再掲)	相談支援事業等を指定相談事業者に委託し、情報提供や権利擁護に必要な援助を行う等、自立した日常生活・社会生活を支援します。	
82.	※日常生活用具給付事業	重度心身障害者の日常生活における自立を支援するため日常生活用具を給付・貸与します。	
83.	※コミュニケーション支援事業	手話通訳者を養成、派遣することで聴覚・言語障害者のコミュニケーションを支援します。要約筆記者派遣についても実施します。	
84.	※移動支援事業	障害のある方の外出の援助をするためのガイドヘルパーを派遣します。	
85.	※地域活動支援センター事業(再掲)	創作活動や生産活動、交流活動など、さまざまな活動の機会を提供します。	
86.	※巡回入浴事業	家庭での入浴が困難な重度心身障害者に巡回入浴サービスを実施します。	
87.	※入所更生訓練・就職支度金給付事業	雇用されることが困難な身体障害者が入所し必要な訓練を受け、就労によって自活するための支度金を給付する事業を検討します。	
88.	※点字・声の広報発行事業(再掲)	視聴覚障害者に行政情報の円滑な提供を図るために、点字広報及び声の広報の発行を促進します。	秘書広報課
89.	※自動車運転教習費助成事業	障害のある方が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成します。	
90.	※身体障害者自動車改造費助成事業	重度の障害者が就労等のため車を購入する場合、その車を障害のある方向けに改造する経費の一部を助成します。	
91.	※東京都発達障害者支援事業の活用	東京都の地域生活支援事業で設置される東京都発達障害者支援事業を活用して、発達障害者に適切な支援を行います。	

施策の方向③：地域生活移行支援

(注：※印は障害者自立支援法に基づく事業)

番号	事業名	内 容	関連他課
92.	地域の福祉施設の連携による自立支援	地域にある福祉施設間で連携を強化できるようにして、障害のある方の地域での自立を支援します。	
93.	※共同生活援助事業・共同生活介護事業の活用	数人での生活が営める知的障害者や精神障害者を対象にした、生活の場の確保と自立支援のためのグループホーム・ケアホームの利用を支援します。	
94.	※居住サポート事業の実施	賃貸契約による一般住宅への入居を希望するものの、保証人がいない等の理由で入居が困難な障害者に対し、入居支援を行う事業の実施について検討します。	

【主要課題 3-2】 入所施設の活用による自立生活支援

◇現状と課題

施設入所者の社会復帰、地域移行については、障害のある方の介護をされるご家族・ご両親の高齢化や、重度の障害をお持ちで居宅での生活が困難な方のために、本人の自己選択・自己決定を尊重したうえで、入所施設を活用して支援していくことが必要です。入所施設については、緊急一時保護やレスパイト等での暫定的な活用も視野に入れつつ、地域移行に必要な地域のサービスが整備されるまでの間バックアップ機能を担わせるなど、広域的な視点での活用も課題といえます。

施策の方向①：入所施設の活用

(注：※印は障害者自立支援法に基づく事業)

番号	事業名	内容	関連他課
95.	※施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、夜間等における入浴、排せつまたは食事の介護等を提供します。	
96.	※医療型入所施設の活用(療養介護)	医療支援の必要な障害のある方が地域で生活していくために、医療型入所施設の活用を検討します。	
97.	地域にある福祉施設のバックアップ機能としての活用	入所施設について、地域移行に必要な地域の福祉サービスが整備されるまでの間、バックアップ機能としての活用を検討します。	
98.	緊急一時保護の実施とレスパイトとしての活用	介護を必要とする障害のある方の緊急一時保護を市内で実施し、また、家族の介護負担軽減のためレスパイトとして利用ができるようにします。	

【主要課題 3-3】 通所施設の活用と地域の協働による地域福祉の推進

◇現状と課題

障害のある方が地域で自立して生活するために、福祉サービスのための拠点施設や授産施設、作業所等を整備し、ボランティア団体や関連機関との連携により支援の充実を図ることが求められます。

また、自立支援のための相談やサービスの提供が必要です。サービス利用の機会を増やすため、地域の既存の施設の活用やNPO法人等の活用も検討課題になります。

施策の方向①：通所施設サービスの活用（注：※印は障害者自立支援法に基づく事業）

番号	事業名	内容	関連他課
99.	※就労移行支援事業(再掲)	障害に応じた職業訓練、職業能力の開発・向上、情報提供等を通して、就労を希望する障害のある方を支援します。	
100.	※就労継続支援事業(再掲)	一般就労に結びつかない方に、就労の機会を提供し、雇用契約に基づく支援を行います(A型・雇成型)。また、一般就労やA型での就労に適應できない方に、継続的な就労機会を提供し、生産活動にかかる知識および能力を向上し、維持することを支援します(B型・非雇成型)。 さらに、東京都の工賃倍増5か年計画に基づき、福祉的就労の底上げを図ります。	
101.	※生活介護事業(再掲)	常時介護が必要な人で、日中、施設において行われる入浴、排泄、食事の介護、創作や生産活動の機会の提供等を行います。	
102.	※地域活動支援センター事業(再掲)	創作活動や生産活動、交流活動など、さまざまな活動の機会を提供します。	

施策の方向②：民間団体等との協働

番号	事業名	内容	関連他課
103.	自立生活支援事業	地域における障害のある方の自立を支援するため、障害当事者による相談などを民間団体と協働で実施します。	
104.	ボランティアの活用	公的サービスだけでなく、地域に根ざした柔軟性のあるボランティア・サービスの活用を図ります。	

施策の方向③：地域施設の活用による拠点づくりと活動の場の充実

番号	事業名	内 容	関連他課
105.	あいぽっくの活用	障害のある方の日中活動、障害児童のデイサービス事業などを行っている保健福祉センター「あいぽっく」の活用を図ります。	

【主要課題 3-4】 地域に根ざす保健・医療サービス

◇現状と課題

障害のある方が地域で自立して暮らすために、適切な医療、保健サービス、及びリハビリテーションを受けられる体制が必要です。また、妊婦の健康診査や、乳幼児の障害の早期発見、早期療育を図っていくことも重要になります。さらに、虐待の早期発見だけでなく、防止についても検討していくことが求められています。

市では、医師会、保健所、保育園等、関連機関と連携を図りながら、健康診査や保健指導、相談、訓練等を行うための体制整備に努めており、特にサービスを受けるうえでコミュニケーションや情報へのアクセス面で不利にならないような体制づくりに配慮しなければなりません。リハビリ事業の拡充も今後の課題になります。

施策の方向①：保健・医療体制との連携による疾病予防と健康管理

(注：※印は障害者自立支援法に基づく事業)

番号	事業名	内容	関連他課
106.	健康診査の実施	妊産婦及び乳幼児の疾病や異常の早期発見、生活習慣病の早期発見と適切な指導を行うための健康診査、がん検診等を実施します。	健康課
107.	保健相談・指導の実施	障害の早期発見と対応までの保健相談・指導による支援に努めます。 また、虐待の早期発見と、児童相談所等と協力して虐待防止に努めます。	健康課 子育て支援センター
108.	市内医療機関との連携（再掲）	医療や看護、相談の支援を必要とする障害のある方に対し、市内の医療機関や訪問看護ステーションが連携を図り、サービスの提供や調整を行います。また、関係機関と連携して、虐待の早期発見に努めます。	健康課
109.	障害者歯科連携事業の実施	障害のある方が容易に歯科治療を受けられるように、訪問治療等、歯科医との連携を図ります。	健康課
110.	リハビリ事業への支援	自立や就労をめざし、機能回復するための訓練を支援します。	介護福祉課
111.	※自立支援医療の実施	更生医療、育成医療、精神障害者通院医療費公費負担制度を一つの制度として実施します。	
112.	障害児の親へのカウンセリング体制の充実	障害のある子どもを持つ保護者からの相談やカウンセリング体制の充実を図ります。	健康課

基本目標 4 持続可能な制度を確立する

【主要課題 4-1】スムーズな事務事業の推進

◇現状と課題

障害者自立支援法の成立により、3障害の介護給付・訓練等給付の利用手続きが一元化されました。相談支援事業によるケアマネジメントも含め、サービスを利用したい人がスムーズに利用手続きが進められるように、事務事業の円滑な遂行が求められます。

施策の方向①：制度の公平性・透明性の確保

番号	事業名	内容	関連他課
113.	障害程度区分認定審査会の設置	障害の程度に応じたきめの細かいサービス提供のため「障害程度区分認定審査会」を設置します。	
114.	昭島市障害者自立支援推進協議会の設置	障害のある方の自立支援を円滑に推進するため、医師・学識経験者・関係機関(教育関係等を含む)・事業者・市民委員計12名で構成される「昭島市障害者自立支援推進協議会」を設置し、専門部会や下部組織である地域支援会議とも協力しながら、障害福祉計画や、地域の福祉施策におけるさまざまな問題についての協議を行います。	

施策の方向②：所得の低い世帯への配慮

番号	事業名	内容	関連他課
115.	負担軽減措置の実施	障害のある方、及び障害のある方のいる世帯で低所得の世帯に対し、利用者負担軽減措置を実施します。	

【主要課題 4-2】 新たな施策体系・事業体系への段階的移行

◇現状と課題

障害者自立支援法の施策体系・事業体系に着実に移行していけるように、当事者やその家族、事業者等の現状と今後の意向を考慮しながら、実施可能な障害福祉計画を策定することが求められます。

施策の方向①：制度の計画的な実施

番号	事業名	内 容	関連他課
116.	昭島市障害福祉計画の策定	障害のある方の自立支援を推進するために、必要とされるサービスの種類と量を盛り込んだ「昭島市障害福祉計画」を策定します。	
117.	新サービス体系への移行支援	事業者に対して、東京都と連携して新サービス体系に向けた支援を行います。	

【主要課題 4-3】 推進体制の整備

◇現状と課題

障害者施策を推進するうえで、福祉、医療、保健、教育、まちづくり、防災等、行政全般での取り組みが必要となります。また、障害のある方たちの立場に立った、利用者主体のサービスを展開するためには、計画の立案や実施のプロセスに障害のある方自身の参加、各障害者団体との連携が不可欠です。

市では、関係機関や市民、障害者団体の代表で構成する各組織との連携についても推進していきます。今後とも、サービス全般に関する苦情や相談、権利擁護に対応した相談や虐待防止に向けた支援体制が求められます。

施策の方向①：計画推進体制の整備と評価

番号	事業名	内容	関連他課
118.	昭島市障害者自立支援推進協議会でのフィードバック	本計画がプランづくりで終わらないよう、計画策定後も継続的な情報収集に努めながら「昭島市障害者自立支援推進協議会」に施策の推進状況等をフィードバックし、次期計画の見直しに備えます。	
119.	計画についての全庁的な評価会議の実施	「障害者施策庁内評価会議」を設置し、計画に基づく施策の推進状況の点検・評価を行います。	

施策の方向②：苦情対応

番号	事業名	内容	関連他課
120.	苦情への対応	市の障害福祉サービスに関する問題解決には、総合オンブズパーソン制度などを確立します。	

施策の方向③：障害者の権利擁護

番号	事業名	内容	関連他課
121.	成年後見制度の利用推進	判断能力が十分でない知的障害者や精神障害者を保護するため、成年後見利用支援制度の利用促進を図ります。	福祉推進課 介護福祉課

【主要課題 4-4】 地域ネットワークとの連携

◇現状と課題

地域福祉を推進するうえで、社会福祉法人やNPO、ボランティア団体等との協力体制の確立、ネットワークの構築が必要になります。社会福祉法人の設立要件の緩和を受け、社会福祉法人化を目指す団体への支援も必要です。また、福祉関連の人材の育成に努め、市民参加の促進を図ることが今後の課題になります。

施策の方向①：地域ネットワークとの連携

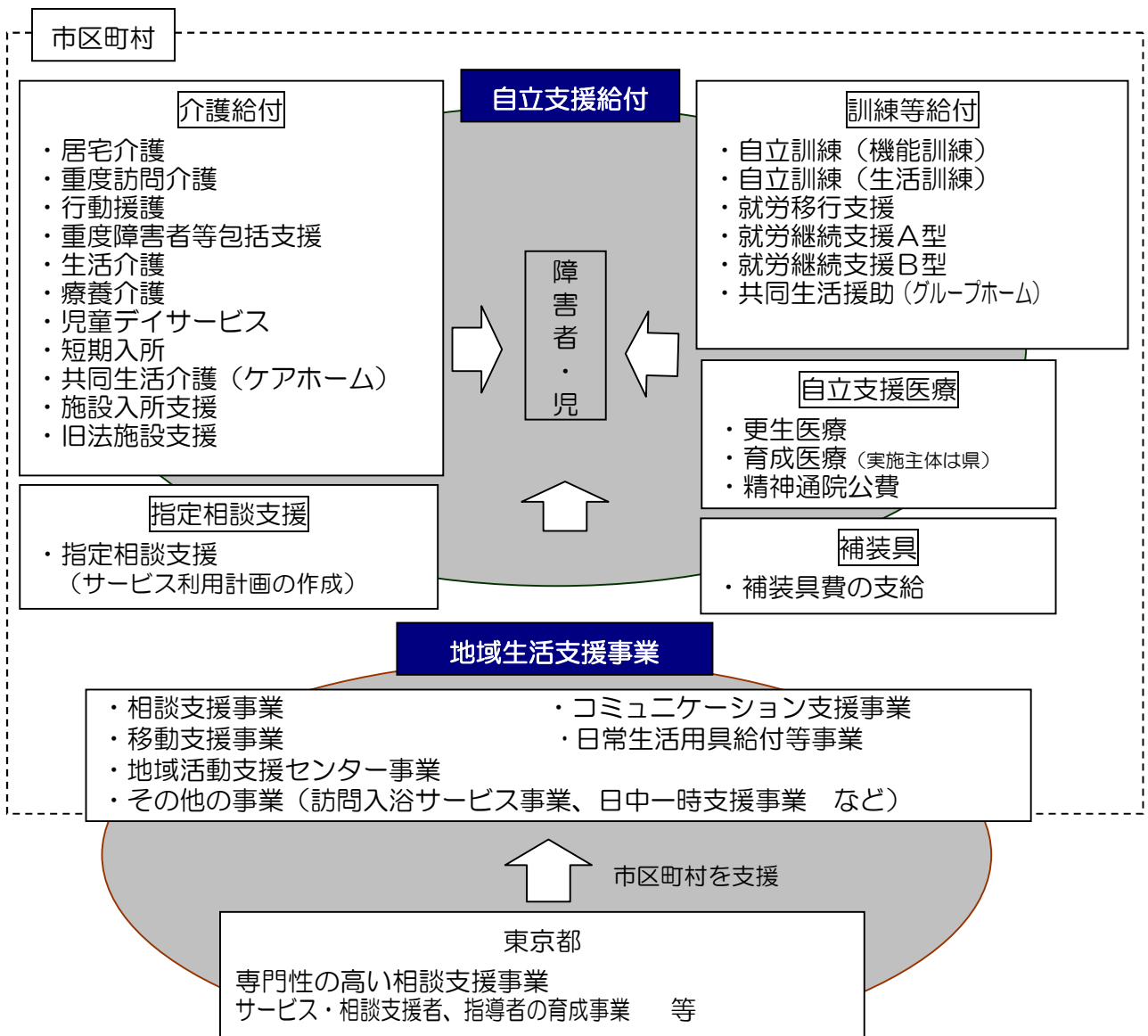
番号	事業名	内容	関連他課
122.	地域福祉ネットワーク等との相互連携	社会福祉協議会、医療機関、福祉施設、ボランティア、自治会などの地域福祉ネットワークとの双方向的な連携を強化します。	

第5章 サービス見込み量

1. 指定障害福祉サービス及び指定相談支援

障害者自立支援法に基づき、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」を実施します。
サービス量の推計にあたっては、以下の体系図をもとに分類しています。

障害福祉計画のサービスメニュー



2. 自立支援給付事業量見込み

各年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援（サービス利用計画作成）の種類ごとの必要量は、平成 18、19 年度の実績を基に、1 期計画の目標年度である平成 23 年度の見込み量を見据え、事業者の新体系への移行時期等を勘案し、次のとおり見込みました。

表1 居宅における生活支援のためのサービス（単位：人）

サービス	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護	1,818 時間	1,844 時間	★1,870 時間
	138 人	140 人	142 人
重度訪問介護	4,182 時間	4,182 時間	★4,382 時間
	21 人	21 人	23 人
行動援護	211 時間	225 時間	★239 時間
	15 人	16 人	17 人
重度障害者等包括支援	600 時間	600 時間	★600 時間
	1 人	1 人	1 人
児童デイサービス	127 人日	138 人日	149 人日
	23 人	25 人	27 人
短期入所	100 人日	126 人日	153 人日
	20 人	25 人	30 人

※数値はひと月あたり ★印は 1 期計画の 23 年度目標を超えたサービス

表2 日中活動を支援するためのサービス（単位：人）

サービス	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
療養介護	2 人	3 人	4 人
生活介護	66 人	88 人	124 人
自立訓練（機能訓練）	0 人	1 人	2 人
自立訓練（生活訓練）	2 人	6 人	10 人
就労移行支援	12 人	24 人	35 人
就労継続支援（A 型）	3 人	7 人	10 人
就労継続支援（B 型）	52 人	88 人	125 人

※数値はひと月あたり

表3 夜間の居住を支援するためのサービス (単位：人)

サービス	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
共同生活援助 (グループホーム)	20 人	21 人	★23 人
共同生活介護 (ケアホーム)	22 人	23 人	★25 人
施設入所支援	25 人	50 人	75 人

※数値はひと月あたり。★印は 1 期計画の 23 年度目標を超えたサービス

表4 相談支援のサービス (単位：人)

サービス	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス利用計画作成費の支給対象者数	5 人	10 人	15 人

※数値はひと月あたり

3. 地域生活支援事業量見込み

障害のある方及び子どもがその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活が営めるよう、地域特性や利用者の状況に応じて、次のような地域生活支援事業を効果的・効率的に実施していきます。

表5 必須事業

サービス		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	昭島市自立支援協議会	1 箇所	1 箇所	1 箇所
移動支援事業		10,925 時間	11,465 時間	12,006 時間
		950 人	997 人	1,044 人
コミュニケーション支援事業		173 人	226 人	278 人
日常生活用具給付		1,670 件	1,694 件	★1,717 件
介護訓練支援事業		8 件	11 件	12 件
自立生活支援用具		15 件	15 件	15 件
在宅療養等支援用具		3 件	3 件	3 件
情報・意思疎通支援用具		28 件	34 件	40 件
排泄管理支援用具		1,614 件	1,629 件	★1,644 件
住宅改修費		2 件	2 件	3 件
地域活動支援センター	I 型	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	II 型	0 箇所	1 箇所	2 箇所
手話通訳者奉仕員研修事業		1 人	2 人	3 人

※数値は年度あたり。★印は 1 期計画の 23 年度目標を超えたサービス

表5 その他事業

サービス	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
心身障害者巡回入浴サービス	645 回	650 回	★655 回
身体障害者自動車運転教習費助成事業	1 件	2 件	2 件
身体障害者用自動車改造費助成事業	5 件	5 件	★5 件

※数値は年度あたり。★印は 1 期計画の 23 年度目標を超えたサービス

第6章 施策の推進体制の整備

1. 推進体制の整備

障害者施策は、福祉、保健、医療、介護、教育、まちづくり、防災など広範囲にわたっており、施策を効果的・効率的に推進していくためには、行政全般にわたる取り組みが必要になります。

各種計画策定時に、庁内の関連部署との情報交換や連携・協力を行い、障害者施策が効果的・効率的に行えるように努めていきます。

2. 目標達成に向けての体制づくり

地域生活への移行や民間就労といった目標を実現していくためには、地域全体で障害のある方を支えるしくみづくりとして、関連機関の人的ネットワークを構築していくことが必要です。また、地域社会における障害や障害のある方に対する理解の促進に向けて、地域住民や企業などに対する広報・啓発活動を進めていきます。

3. 計画の評価

障害者の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、指定相談支援などを通じた効果的なケアマネジメントの推進が欠かせません。そのためには、市、指定相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要です。

昭島市では、こうした支援を行うネットワークの中核的な機関として「昭島市障害者自立支援推進協議会」を設置し、随時、必要なケース検討や連絡・調整を行っていくとともに、相談支援、就労支援、地域生活支援事業などの方策の検討と、計画の進捗状況の把握や評価を行います。

第7章 資料編

1. 第1期計画の実績と第2期計画の見込み

表1 居宅生活支援サービス（ひと月あたり）

	実績値			第2期見込み量（目標量）			第1期 目標値
	H18	H19	H20 推計	H21	H22	H23	H23
居宅介護	5,871h	1,881h	1,792h	1,818h	1,844h	1,870h	6,400h
			136人	138人	140人	142人	
重度訪問介護		3,608h	3,982h	4,182h	4,182h	4,382h	
			20人	21人	21人	23人	
行動援護		215	197h	211h	225h	239h	
			14人	15人	16人	17人	
重度障害者等包括支援	0	0h	600h	600h	600h		
		0人	1人	1人	1人		
（合計時間数）		5,704h	5,971h	6,811h	6,851h	7,091h	
児童デイサービス	156日人	110日人	115日人	127日人	138日人	149日人	149日人
			21人	23人	25人	27人	
短期入所	121日人	109日人	79日人	100日人	126日人	153日人	153日人
			16人	20人	25人	30人	

表2 日中活動支援サービス（ひと月あたり）

	実績値			第2期見込み量（目標量）			第1期 目標値
	H18	H19	H20 推計	H21	H22	H23	H23
療養介護	2人	1人	1人	2人	3人	4人	4人
生活介護	22人	40人	49人	66人	88人	124人	124人
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	1人	2人	2人
自立訓練（生活訓練）	1人	1人	1人	2人	6人	10人	10人
就労移行支援	2人	4人	7人	12人	24人	35人	35人
就労継続支援（A型）	1人	1人	1人	3人	7人	10人	10人
就労継続支援（B型）	0	13人	17人	52人	88人	125人	125人

表3 夜間居住支援サービス（ひと月あたり）

	実績値			第2期見込み量（目標量）			第1期目標値
	H18	H19	H20 推計	H21	H22	H23	H23
共同生活援助（グループホーム）	33人	36人	19人	20人	21人	23人	35人
共同生活介護（ケアホーム）			21人	22人	23人	25人	
施設入所支援	2	8	11人	25人	50人	75人	75人

表4 相談支援サービス（ひと月あたり）

	実績値			第2期見込み量（目標量）			第1期目標値
	H18	H19	H20 推計	H21	H22	H23	H23
サービス利用計画の支給対象者数	0	0	1人	5人	10人	15人	15人

表5 地域生活支援事業（年度あたり）

	実績値			第2期見込み量（目標量）			第1期目標値
	H18	H19	H20 推計	H21	H22	H23	H23
相談支援事業	障害者相談支援事業	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
	昭島市自立支援協議会	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
移動支援事業	9,214h	10,127.5h	10,734h	10,925h	11,465h	12,006h	—
	976人	903人	930人	950人	997人	1,044人	1,044人
コミュニケーション支援事業	161人	120人	103人	173人	226人	278人	278人
日常生活用具給付	介護訓練支援事業	10件	7件	6件	8件	11件	12件
	自立生活支援用具	7件	15件	12件	15件	15件	15件
	在宅療養等支援用具	5件	3件	6件	3件	3件	3件
	情報・意思疎通支援用具	25件	21件	14件	28件	34件	40件
	排泄管理支援用具	1,584件	1,599件	1,606件	1,614件	1,629件	1,644件
	住宅改修費	4件	2件	2件	2件	2件	3件
地域活動支援センター（Ⅰ型）	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
地域活動支援センター（Ⅱ型）	0	0	0	0	1箇所	2箇所	2箇所

表6 その他事業（年度あたり）

	実績値			第2期見込み量（目標量）			第1期 目標値
	H18	H19	H20 推計	H21	H22	H23	H23
心身障害者巡回入浴サービス	214 回	569 回	638 回	645 回	650 回	655 回	260 回
身体障害者自動車運転教習費助成	0	1 件	1 件	1 件	2 件	2 件	2 件
身体障害者用自動車改造費助成	5 件	4 件	2 件	5 件	5 件	5 件	2 件

表7 目標設定

目標設定項目	第1期目標値	第2期目標値
施設入所の地域生活移行	移行8人、入所8人、±0人	同左
入院中精神障害者の地域生活移行	23人	同左
一般就労への移行※	59人（延数、17年度実績×1.5）	22人（実数、17年度実績×1.5）

※実績は、17年度15人、18年度17人、19年度17人、20年度2月まで16人

2. 第1期計画アンケートの再分析による提言（概要）

作業部会（島田・吉澤・上野・近藤・岩波）

I. はじめに

最初に先の報告書（障害福祉に関するアンケート調査報告書—平成19年3月）との集計カテゴリーの違いについて述べておく。

第一に今回の調査では18-64歳をコアとして、さらに所持している手帳の種類別<身体障害、知的障害、精神障害、重複障害（手帳の種類が2つ以上）>別に分類した。但し、精神障害の場合は、「手帳を持ってない」、いわゆる精神障害者通院医療費公費負担制度（通称「自立支援医療」）の適用を受けた方がおられるので、その方々も精神障害のカテゴリーに含めた。結果として、有効度数802名（欠損値82名）、身体382名（47.6%）、知的163名（20.3%）、精神140名（17.5%）、重複117名（14.6%）となった。

第二に複数の手帳を所持している場合、それぞれの障害にダブルカウントしており、障害別の傾向が不明確になる点があった。今回は複数障害の対象者を重複障害として新たにカテゴリー化したことで、各障害別の傾向性を明確に見られるようにした。また、項目の多くで「無回答」をカットしたことや、時間の足りなさから、一部の項目を除き多重回答のある項目は分析しなかった。

II. 結果からの考察

1. 地域移行の推進と生活の場について

施設入所者における「施設入所前の状況」を見ると、結果で既述したとおり、各障害とも「別の施設」「病院に入院していた」者の割合が高く、身体障害と精神障害で顕著である。入所の原因は、身体障害と重複障害では「機能低下」が、精神障害と知的障害では「在宅サービスの不十分さ」が多い傾向にある。

これは吉澤委員が指摘した「在宅におけるホームヘルプサービス」など地域支援にかかわる社会資源の不足が背景にあると思われる。その結果として、長期入院・入所を余儀なくされ地域における自立生活の機会を喪失しているのではなかろうか。

「このまま施設で生活したい」という回答割合の高さは、長く続いた施設生活を今更変えることに対する抵抗感（ホスピタリズムによるもの）が背景であり、必ずしも本来的な意味での主体的な選択ではないと考える。その証拠として、地域での生活を求める者の割合も重複で約4割、精神で3割近く、知的及び身体で5割近く認められる。さらに他者回答を排除し「本人＋代筆」のみを抽出した分析を行うと、入所入院を継続した者の割合は身体が52.6%→36.4%、精神が63.6%→42.9%、知的が51.1%→6.3%、重複が60%→11.1%と減少しており、全体のデータ数が少ないので必ずしも一般化できないが、施設入所者も本人の意思は地域での生活を望んでいることが推察される。

一方、居宅者（地域生活者）の場合は、「自宅でこのまま暮らしたい」、「地域で家族と」、「地域で一人暮らし」を含め、各障害とも「地域での生活」を望む者が大半（知的で7割、他で8割以上）を占めている。知的、重複障害では「施設に入所したい」＋「将来は施設」の割合が身体・精神に比べ若干多いが（知的27.3%、重複23.6%）、これは本人回答でない影響があると考え、本人回答と代筆のみで集計したところ、「施設に入所したい」＋「将来は施設」の割合が、知的で27.3%→12.5%、重複で23.6%→13.9%と半減しており、さらに身体でも身体で7.8%→7.2%、精神でも8.1%→8.2%と漸減していることから、改めて当事者の意思は「地域生活へ指向している」ことが確認された。

地域生活の継続のためには、各障害とも収入源の5割前後が年金＋自己収入であることから、所得保障と就労支援の大切さが改めて浮き彫りにされた。

また本人の生活をサポートしている介助者は、既述したとおり、身体障害では配偶者が、他の障害では父母が多数を占めており、介助者の平均年齢も58.73歳（N=449名）と高くなっていること、介助者の就労状況は就労・未就労が半々であり、特に知的障害や重複障害で「仕事をしていない」割合が増えており、介助にかかる負担を推測させることから、所得保障など当事者支援だけでなく、介助にあたる家族に対する援助も不可欠と考える。また前述の「将来は施設に」という回答の裏には、「親なき後」の不安は反映している。従って、親なき後の問題も踏まえて、頼るべき選択肢が少ない障害者について、権利擁護制度及び成年後見制度を充実させることが必要である。

地域生活に必要な支援で障害別にかかわらず最も多いのは収入であり、地域生活を送る上で所得保障が不可欠であることが改めてわかる。次いで医療機関であり、精神障害、身体障害、重複障害にとっては特に大きい。一方、知的障害や重複障害は食事サービスを望む傾向がある。家族の理解も各群共通して高かった。

2. 就労支援について

身体の7割強は正規職員であるのに対し、知的、精神、重複障害では一般就労が困難な方々もおり、特に小規模作業所での就労割合が高い。従って、一般就労を促進するだけでなく、福祉的就労など障害特性に応じた就労継続支援が必要であり、その担い手としての小規模作業所に代表される、経営基盤の弱い福祉機関をサポートする自治体の仕組みが不可欠と考える。

また、身体・精神では「自分で探した」、知的では「学校の紹介」が多いことから、就労支援の専門機関（例：ハローワーク、障害者職業センターなど）が必ずしも有効に機能していないことがわかる。自分で探した或いは学校の紹介の場合、就労がマッチした場合はよいが、そうでない場合は、継続支援が受けにくい可能性も考えられる。従って、福祉・教育・就労の諸機関が有機的に連携し、適切な就労移行支援を可能とするシステムづくりが望まれる。

「仕事への満足度」は概ね高いが、「賃金・待遇面」、「職場の理解」、「自分の考えが伝えられない（コミュニケーション面）」などの職場における問題点の指摘もあり、適切な形で就労支援機関につなぐことが肝要である。

「今後の希望就労先」、「どのような仕事に就きたいか」の分析から、各障害とも2~3割が一般企業の正規雇用形態を望んでいるが、身体障害で負担度の少ないパート・アルバイトにも指向している点特徴的であった。一般就労の場合、なかなか、障害特性と職務要件とのジョブマッチングが難しい点があり、2年以上、求職状態のケースも多い。また、探す前の段階で断念しているケースも多いことから、一般就労に向かわせる資源（適当な就労先の開拓・就労形態の工夫・援助つき雇用など就労支援システムなど）を充実することが大切で、それには学齢期の教育（当事者の能力開発、労働生活習慣作りなど）の連携も併せて行う必要がある。

3. 日中活動について・その他

結果でも述べたが、「日中活動」という表現にイメージを持ちにくいことで、今回は正確な回答が得られていない可能性が高いことから、考察は行わない。従って今回の「特になし・わからない」の割合が最も多い点を明確なニーズがないと判断するのは早計と考える。

平日・休日いずれの問いなのかも不明確である。休日のサービスの場合、余暇支援として別立ての質問項目が必要である。

自立支援法1割負担の影響に関しては、結果の項目で述べたとおり、追跡的な実態調査が必要である。

Ⅲ. アンケート結果からの考察を踏まえた提言

1. 障害のある居宅者（地域生活者）の大半は今後も地域生活の継続を望んでおり、施設入所者も本人の意思では地域での生活を望んでいると推察されることから、「在宅におけるホームヘルプサービス、医療的支援」、収入面での所得保障や年金制度の充実など、地域支援にかかわる社会資源、制度面の充実が急務である。
2. 当事者支援だけでなく、介助にあたる家族に対する援助も必要である。親なき後の問題も踏まえて、頼るべき選択肢が少ない障害者について、権利擁護制度及び成年後見制度を充実させることも急務である。
3. 一般就労を促進するだけでなく、福祉的就労など障害特性に応じた就労継続支援が必要であり、その担い手としての小規模作業所に代表される、経営基盤の弱い福祉機関をサポートする自治体の仕組みが不可欠である。
4. 就労支援の専門機関（例：ハローワーク、障害者職業センターなど）との連携が必ずしも有効に機能していない実情を踏まえ、福祉・教育・就労の諸機関が有機的に連携し、適切な就労移行支援を可能とするシステムづくりが望まれる。
5. 上記4との関連で、一般就労に向かわせる資源（適当な就労先の開拓・就労形態の工夫・ジョブコーチを活用した援助つき雇用など就労支援システムなど）を充実することが大切で、それには学齢期の教育（当事者の能力開発、労働生活習慣作りなど）との連携も併せて行う必要がある。
6. 福祉的ニーズの把握のために今後も継続的な情報収集が必要であり、特に今回、設問の不十分さから適切な回答が得られていない「日中活動」、明確に設問項目として位置づけられていなかったQOL（生活の質）向上に不可欠な「余暇支援」、施行前の調査であった「自立支援法の影響」は、早急なサンプリング調査の実施が必要と思われる。

（論文作成 島田博祐）

3. 地域支援会議によるヒアリング調査（概要）

第2期障害福祉計画策定のヒアリング調査のまとめ

I 調査の概要

はじめに

平成20年10月、「昭島市障害者自立支援推進協議会（以下、協議会）」から、「昭島市地域支援会議」（協議会の下部組織として10月発足）に、第2期障害福祉計画策定のためのヒアリング調査の提案があり、実施した。ヒアリングでは、現在それぞれの障害のある方、家族、関係機関及び、団体が抱えている課題と今後必要と思うことに焦点をあてた。

（1）対象者及び回答者数

①当事者の方へのヒアリング（表内は人数）

	知的	身体	精神	発達	重複障害	回答者数合計
幼児期	1	1			1（身・知）	3
学童期	5	1		1		7
成人期		5 （視・聴含）	6	1	2（知・身） 2（発・知） 2（知・精） 1（精・知・身） 1（身・高知凶）	20
合計	6	7	6	2	9	30

②関係団体・団体へのヒアリング

機関・団体	回答数合計
特別支援学校（3）・市内特別支援学級（小学校4・中学校2）	9
社会福祉協議会	1
市内精神科クリニック・医療デイケア	2
昭島市障害者（児）福祉ネットワークの団体	2
合 計	34

（2）調査方法

- ① 当事者の方へのヒアリング・・・対面式で聞き取り調査
- ② 関係機関・団体へのヒアリング・・・アンケートによる調査

(3) 調査内容

- ① 当事者の方へのヒアリング・・・「日常生活で困っていること」「今後どういう支援が必要か」「家族への支援で必要なこと」等
- ② 関係機関・団体へのヒアリング・・・第1期障害福祉計画の「施策体系図」の中の「施策の方向」の項目にそって、課題、意見、対応策、提案、アイデア等を調査した。

(4) 調査期間・・・平成20年11月6日～11月25日

II 調査結果の要約（障害福祉計画の施策の展開、主要課題、施策の方向の項目に沿って要約した）

主要課題 1-1-① 広報啓発活動の充実

- ・点字及び声の広報について、広報あきしまと市議会だよりに限らず、市の各部署で発行する広報紙等も含めて、市から市民へ伝える情報全てを対象にしてほしい。
- ・こころのバリアフリーの配慮をしてほしい。障害のある子は、施設ができてこころのバリアフリーがないと、結局は遊べる場はない。

1-1-② 地域交流と生涯学習を通じた福祉教育の充実

- ・障害者福祉フェスティバルの実施をしてほしい。
- ・中・高校に障害を理解する授業や機会を取り入れる。福祉と教育の連携で、当事者の方と生徒が直接話ができる場の取り組みや福祉体験学習プログラムの整備を望む。

1-1-③ 障害者の特性に配慮した情報媒体の活用と情報の充実

- ・公共施設やコンビニなどにおいて、知的障害者にわかりやすい絵カード・シンボルマークなどを配布し、活用の協力を依頼する。
- ・公的書類等の読み取りを朗読ボランティアに頼っているが、プライバシーに関わるものが多い。読み取り機が欲しい。

1-1-⑤ バリアフリーの促進

- ・小・中・高校の学校建物のバリアフリー化、及び3障害一体化するにあたり、福祉事業所のバリアフリーの整備を望む。
- ・道路の点字ブロック、信号音声案内、駅のホームへの音声案内等が少ない。
- ・福祉ハンドブックの作成。当事者や家族が積極的に利用できるように、わかりやすい解説ブックを作してほしい。

1-1-⑥ 移送サービスの充実

- ・緊急時にも使えるよう柔軟な対応をお願いしたい。便利に使えてこそ移送サービスだと思う。

1-2-① 多様な社会参加の推進と生涯学習の充実

- ・発達障害者は対人関係が上手くとれず、職場でも地域でも孤立している。発達障害を理解してくれるリーダーがいて、友達が作れるような場や社会活動の支援が欲しい。

1-3-① 災害時要援護者対策の推進

- ・自治会や民生委員、ボランティア組織等との災害時における避難、救助の支援体制の整備を望む。

1-3-② 緊急時援護システムの充実

- ・教育、福祉等関係機関が連携し、災害時の要援護者の居住マップを作成する等、緊急時支援が必要な人に迅速かつ確実に届く支援体制の整備が必要。

2-1-① 就学前教育（療育）・保育の充実

- ・就学前の療育を受けるシステムを、市が中心となって確保してほしい。本人の成長の促進とともに、保護者の意識を高めることともなり、適切な就学相談につながると考えられる。
- ・地域の幼稚園・保育園・小学校の連携体制をつくり、指導者の力量を高めるとともに保育士の人数を増やし、障害のあるこどもの受け入れを増やしてほしい。

2-1-② 学校教育の充実と学齢期後に向けた支援

- ・学齢期の子どもたちに対する施策が、福祉計画の中に見てとれない。学齢期から支援を受け支援者を増やしていくことが、子どもたちや家族の地域生活を支えることになる。
- ・子どもたちは低学年から一緒に過ごすことで違和感なく障害への理解も進む。ぜひ副籍について、積極的に取り組んでいただきたい。
- ・教員の異動が早く、子どもたちへの支援は異動のたびに途切れる。また、市内には通級指導学級が一枚にしか設置されていない等、通常学級に在籍する発達障害の子どもたちへの支援が全くないように感じる。こども一人一人に応じたきめ細かい指導を確保するため、この地域の特別支援教育のセンター校となる都立あきる野学園・村山特別支援学校と昭島市の学校との連携を密にし、個別指導計画の作成の充実と活用、通常級の教員のスキルアップ、軽度発達障害の生徒たちへの学習支援員のスキルアップと増員、通常級の児童生徒とその保護者へ発達障害の理解もすすめてほしい。
- ・虐待や不登校など、子どもたちのさまざまな問題にも対応できる専門家を配置するなどし、各種支援機関との連携を図る。

2-1-③ 課外活動の充実

- ・障害のある子どもにとって余暇活動は、単なるお楽しみや趣味の活動というのではなく、活動を通じて経験を積み、多くの人と出会い、社会とのかかわりを学んでいく大切な場となる。小学校の間は親が見るものだと市の職員に言われたが、他の子どもたちと違って、子ども同士で遊んだりできない子どもたちなので、いつもいつも親と一緒にになってしまう。他の子どもたちと過ごす時間もいい経験になるので、放課後・土日・長期休暇の活動の場を増やしてほしい。
- ・障害のある子どもたちや発達障害といわれる子どもたちが、地域の子どものための活動(学童クラブ・放課後子ども教室、子ども会、児童館での活動など)の中に参加しやすい環境を整え、そういった自主的な活動をする団体があれば補助するなどの支援策をとってもらいたい。例えば公民館などが主催する休日や長期休暇の余暇活動を行う少年学級の創設など。

2-2-① 雇用の促進と就労機会の拡大

- ・市役所等、公的な場所に知的障害者・精神障害者・身体障害者等の能力を活用できる仕事を確保し、市が先頭に立って障害者雇用のノウハウを積み上げることにより、企業に障害者雇用のモデルを示すことができる。また、市民の方が働く様子を目にすることが大きな啓発にもなる。
- ・就労支援を行っている当事者や事業者から聞き取りなどを行い、福祉的な就労の場と一般就労をどのように広げていくのか、下記のような課題整理と具体的な方針検討をしていく必要がある。

市役所内における知的障害者および精神障害者のチャレンジ雇用の導入。
障害者雇用企業への市独自の奨励制度や法人税減税の実施。
市の事業入札での障害者雇用企業の優先を実施。
商工会との協働事業として障害者の実習制度の導入。
商工会への障害者雇用における理解・メリット等の啓発。

2-2-② 日中活動の場の整備

- ・精神科に長期入院の方や引きこもりの方が、退院後利用できるに日中活動の場所は、身近に様々なタイプの場所があり、本人の状態に合わせて選べることが望ましい。働く場だけでなく、ゆっくり本人のペースで力を取り戻していける地域活動支援センターの増設が望まれる。
- ・「親や家族以外の人から自立のための生活技術を学べ、身につけられるような場」（生活自立訓練事業）を作る。
- ・重度の知的障害者の日中活動の場の確保のため、生活介護の充実。
- ・発達障害者を対象とする日中活動の場の提供を確保する。
- ・フリースペースなど、障害の有無を問わず利用でき、職員かボランティアがいて、気軽に集える場があるといい。

2-2-③ 障害のある方の職場参加と定着の促進

- ・職場定着ということになると地域での支援をどうしても仰がなければならない。就労支援センター等の支援機関の更なる充実と拡大（コーディネーターやジョブコーチの増員）をお願いしたい。
- ・障害者個人や施設などの作品や製品を市役所等の公的な場所や市民の身近なところで展示や販売ができたり、障害者が農業体験などにかかわれるよう、商店会の空き店舗や個人からの家屋・畑等は無償、又は低料金で利用できるようにする。また、それらの活動を支援するボランティア・市民活動団体、自治会や商店などとの連携を図れるようにする。

2-3-① 相談体制の推進

- ・ライフステージに応じたニーズや課題にトータルに対応できるように、学校教育、関係機関や団体の今ある機能を活かしあい、早期発見、早期治療の実施や、病状悪化時、危機時の支援、家庭支援を行うシステムづくりを行う。
- ・多様な支援を必要とする精神障害者・知的障害者・発達障害者に対し、ケアマネジメント機能の充実が望まれる。
- ・知的障害の生活相談事業の充実を図る。
- ・夜間・緊急時に相談できる場所を確保する。

2-3-② 福祉サービスの利用支援

- ・利用者のトータル的なケアプラン作成ができるよう、法以外の市独自のシステムの検討をしてほしい。（ケアプランは本人が相談しやすい機関で行い、相談支援事業者は総合的に関わり、関係機関が連携して支援し、個別からでた総合的な課題は協議会で検討するシステムを作る）。

2-3-③ 福祉関連人材の研修

- ・市の相談窓口対応の更なる向上を望む。

2-4-① 福祉人材の養成と活用

- ・昭島市精神保健福祉ボランティア養成講座を継続してほしい。知的・発達障害者を対象としたボランティア養成講座の開催も望む。
- ・小学生・中学生・高校生が積極的に福祉のことを学べる機会を作してほしい。
- ・都立特別支援学校で行っている「心身障害ボランティア養成講座」を活用してほしい。

3-1-① 自立のための居宅支援サービスの充実

- ・「ヘルパーが不足しているので、利用できない」という声が当事者から大変多く上がっており、ヘルパーがいない生活のしづらさを訴える声が多くあった。
(例) ひとりで買い物や掃除が出来ない。料理の仕方が分からない。賞味期限の確認、生活の安心・安全のためにもヘルパーにきてほしい
- ・「ヘルパーの人材確保・ヘルパーの定着の方策等について行政も共に考えてほしい。」という声が事業者から多く上がっている。
(具体的にはヘルパー養成講座の実施、フォローアップ研修など)
- ・発達障害者への、居宅サービスの提供をお願いしたい。発達障害当事者の方々から「買物が一人では不安・家がゴミの山・食事が作れない」など生活の困り事が多く上がっている。
- ・学齢期前の子供が、家族の事情で居宅介護を利用する時、見守りを含め、ニーズに沿ったサービスになるようにしてほしい。
- ・知的障害者・精神障害者のグループホーム・ケアホーム・ショートステイが地域に少ないので是非拡充を望む。(グループホーム・ケアホームを利用したい希望者が在学中に4割以上いるにもかかわらず、実際利用している人は1割以下というのが現実です。)
- ・精神障害者にも「昭島市心身障害者福祉手当」を支給してほしい。
- ・市のガソリンの助成が、60リットルから30リットルになった。医療的ケアがあるのでスクールバスにも乗れず送り迎えをしているし、どこに行くにしても自家用車がないと出かけられない。

3-1-② 地域生活支援事業等の実施

- ・「ガイドヘルパーの数が足りないので利用出来ない。ヘルパーの依頼をしても事業所に断られる」と多くの利用者から声が上がっている。
- ・知的障害者・視覚障害者のガイドヘルパーが不足しているので養成研修を市で実施してほしい。
- ・児童の移動支援の時間数が足りないため社会参加ができない。
- ・通所・通学や通園にも移動支援を使えるようにしてほしい。
- ・日中一時支援を拡充してほしい。
- ・発達障害者も移動支援が利用できるようにしてほしい。

3-1-③ 地域生活移行支援

- ・精神障害者の退院促進がどのように進められているのか実態を把握し、さらに地域移行のために制度の充実（退院促進事業、ショートステイ事業、訪問看護、居住サポート）を図り、地域の関係機関とも連携して進めてほしい。
- ・障害のある方が、地域生活を継続する上で、ネックになるのは住まいの場である。住宅施策の充実や公的保証人制度を利用できるようにしてほしい。

3-2-① 入所施設の活用

- ・緊急一時保護及びレスパイトとして利用できる施設が市内にはないために、緊急で利用するのは難しいのが現状。「あいぽっく」の中に宿泊可能な施設があるので、上手く利用できるように検討してほしい。

3-3-① 通所施設サービスの活用

- ・医療的なケアが必要な方や障害が重複している方の日中活動の場を増設して欲しい。
- ・学校卒業後の在宅がないように、特別支援学校等との情報交換を密にして、計画的に生活介護・就労継続・就労移行・自立訓練などの事業の拡充を図ってほしい。

3-3-② 民間団体等との協働

- ・企業の社会貢献・NPO等の積極的な活用を望む。

3-3-③ 地域施設の活用による拠点づくりと活動の場の充実

- ・「あいぽっく」以外の地域の他の施設も、気兼ねなく活用できるようにしてほしい。

3-4-① 保健・医療体制との連携による疾病予防と健康管理

- ・精神障害は中学から大学の時期に発症する率が高いが、発症時に見落とされないよう、学校の先生や親に精神障害についての情報が届くよう、精神科の医師、臨床心理士、保健師との連携を密にしていく。
- ・医療機関での受診が怖くて、脳波を取れないでいることに今一番困っている。歯科・耳鼻科など医療従事者は障害を持つ人への理解をすすめてほしい。

4-1-① 制度の公平性・透明性の確保

- ・発達障害者は知的には低くないが社会生活を営む上で様々な支援が必要とされているにも関わらず、公的サービスを受けることができない。また、軽度の知的障害者も必要なサービスを受給することが困難であるのは不公平である。

4-1-② 所得の低い世帯への配慮

- ・自立支援法の1割負担（医療も含め）の軽減だけでなく、水道代、Aバスの料金の負担の軽減もしてほしい。
- ・仕事をがんばってしているが、給料は少なく、福祉手当と年金をあわせても、生活はとても厳しい。

4-2-① 制度の計画的な実施

- ・日中活動の支援については、第1期計画の目標に全く達していない事業がある。自立支援法の課題（利用者負担や実費払い）により、新体系に移行できないので、サービス量の確保ができない。市独自の事業者支援策が必要と思う。

4-3-① 計画推進体制の整備と評価

- ・第1期計画がどこまで達成し、どこができていないのかをしっかりと分析した上で、責任を持って実施できる第2期計画をつくってほしい。
- ・計画を推進していくために、施策を推進できる体制を市で整えてほしい。「全庁的な評価会議」の開催や、関連他課の方の推進協議会への参加等庁内の連携を強化して、障害者福祉係だけでなく、市全体のとりくみにしていただきたい。
- ・ヒアリング、パブリックコメントが、障害福祉計画に反映されるようお願いしたい。
- ・次期推進協議会委員には、活発で十分な論議・検討がされるよう、障害者の施策・特性などの専門性を持っている人を、選出してほしい。

- ・当事者・家族に障害福祉計画のわかりやすい説明と周知の工夫を。また計画実施の進捗状況を市民に周知してほしい。
- ・障害者計画の見直しの際に、あるか無いかだけの評価ではなく、知っているかとか使いやすいとかいう視点も必要。

4-3-③ 障害者の権利擁護

- ・当事者・親からは「親亡き後の生活」を心配する声が多く上がっている。成年後見制度の周知は勿論、必要な人が必要な時に使えるよう利用支援の体制整備をしてほしい。
- ・「成年後見利用推進機関」が21年度に立ち上がることで、相談・利用支援が機能するよう積極的に進めてほしい。
- ・後見人の数が不足していることを考えると、市民後見人の育成を検討してほしい。

4-4-① 地域ネットワークとの連携

- ・地域における障害福祉のネットワークと推進協議会との懇談、意見交換の場を定期的で開催してほしい。
- ・目的、目標に沿った実効ある福祉ネットのみならず、多様なネットワークの構築を望む。

Ⅲ まとめ（ヒアリングから見えてきたこと）

① 学童期の支援について

- ・子どもたちにとって、同年代の中で障害の理解を進めることが、将来の地域生活を支えることになる。
- ・多くの経験を積むことが、将来の自立につながるのので、そのための地域活動の充実やそれを支えるヘルパーやボランティアの育成が必要となる。また、早期発見、早期療育のシステムの充実が望まれる。

② 継続したトータルな相談支援体制について

- ・ライフステージに応じたニーズや課題にトータルに対応できるように、学校教育、関係機関や団体の今ある機能を活かしあい、早期発見、早期療育の実施や、病状悪化時、危機介入の支援、家庭支援を行うシステムづくりが必要である。特に、今まで不十分であった知的障害者、発達障害者に対する相談支援体制づくりは急務である。
- ・具体的に個々の支援に対しては、ケアマネジメント機能の充実が望まれ、個別から出た地域的な課題は、協議会で検討するシステムの構築が望まれる。

③ 就労支援（一般就労・福祉的就労）について

国の施策では、就労支援は、就労させる入り口の部分に重きを置いているが、納税者として働き続けるためには、就労継続のための定着支援が必要不可欠となる。

福祉的就労から、一般就労へ移行していくにあたっては、十分な準備期間が必要であり、障害特性を把握した上での専門的な訓練をする機関の設置と、就労準備支援のシステムの構築が望まれる。

④ 日中活動の場の充実について

日中活動の場は、まだまだ不足している状況が続いている。障害程度や本人の希望にあった日中活動の場が整備されることが相応しい。どんな場所がどれだけ必要で、実現するために何が必要かを協議会の場で検討してほしい。

⑤ 居宅支援サービス（ヘルパー不足）について

障害者が地域で生活するためには、ヘルパーによる支援が必要不可欠である。そのためには、現状のヘルパー不足を解消するために、ヘルパー養成、確保が急務である。支給時間があっても、使いたいときにすぐ使えない制度の矛盾が生じている。

⑥ 地域生活移行支援について

精神科病院からの退院促進や、知的障害者の入所施設からの地域生活移行については、受け皿となる地域の基盤づくりが必要となる。その人にあった居住の場の確保、支援のあり方の整備、地域住民の理解、公的保証人制度や居住サポート事業の実施、グループホームを活用して生活体験ができる事業等、具体的に実施に向けて協議をしてほしい。

⑦ 親亡き後の生活（成年後見制度等）の支援について

障害者の権利擁護のためには成年後見制度の周知はもちろん、必要な人が必要なときに使えるよう、利用支援の体制整備が必要である。低所得の人でも利用できるように、助成制度の開始や市民後見人の育成等、さまざまな整備が必要となる。

⑧ 協議会について

協議会が、計画の推進と、地域の障害福祉のシステムづくりについて、強力な推進力を発揮できるように、より主体的で実行力のある機関となることが切に望まれている。市民の声を広く丁寧に聞く工夫や、地域支援会議を含むさまざまな会議体を活用して、施策の具体化を進めることの必要性が、ヒアリングから見えてきた。

平成 21 年 3 月

地域支援会委員一同

4. 昭島市障害者自立支援推進協議会規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、昭島市障害者自立支援条例(平成18年昭島市条例第 号。以下「条例」という。)第5条に規定する昭島市障害者自立支援推進協議会(以下「協議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第3条 協議会は、会長が召集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、協議会の議長となる。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第4条 会長は、審査のために必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶 務)

第6条 協議会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(雑 則)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

5. 昭島市障害者自立支援推進協議会委員名簿

氏名	選出区分
島田 博祐	学識経験
近藤 誠二	学識経験
長瀬 輝誼	医師
星 豊	医師
木村 秀樹	医師
田口 正治	関係機関
徳満 早苗	関係機関
上野 博	事業者
榎本 正雄	事業者
中野 英男	公募市民
田中 俊子	公募市民
吉澤 孝行	公募市民

6. 昭島市障害福祉計画策定過程

昭島市障害者自立支援推進協議会開催経過

回	開催日	議題・検討事項など
第1回	平成20年6月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート分析について（報告） ・第2期昭島市障害福祉計画策定について ・協議会の下部合議体について ・今後の日程について
第2回	平成20年9月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート分析について（報告） ・第1期昭島市障害福祉計画の実施状況について ・第2期昭島市障害福祉計画の策定における留意点について ・第2期昭島市障害福祉計画の見直し案（理念部分）について ・仮称中間合議体：地域支援会議について
第3回	平成20年11月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期昭島市障害福祉計画の実施状況について ・第2期昭島市障害福祉計画（素案）について ・その他
地域支援会議によるヒアリング	平成20年11月6日～平成20年11月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者、関係機関・団体へのヒアリング実施
第4回	平成20年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期昭島市障害福祉計画未達成事業項目の変更 ・第2期昭島市障害福祉計画（素案）の変更点について ・パブリックコメントについて
パブリックコメント	平成21年1月5日～30日	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉計画全般に関するパブリックコメントの実施
第5回	平成21年2月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントについて（あらまし） ・第2期昭島市障害福祉計画（素案）の変更について ・第2期昭島市障害福祉計画（素案）資料編の内容について ・その他

7. 昭島市地域支援会議要綱

(設置)

第1条 障害者の自立支援の円滑な推進を図るため、昭島市障害者自立支援条例(平成18年昭島市条例第8号)第15条第1項の規定に基づく昭島市障害者自立支援推進協議会(以下「協議会」という。)の求めに応じ、昭島市障害福祉計画の策定に関する事項について調査・検討を行い、報告するため、市内の障害者団体等で構成される昭島市地域支援会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、協議会からの求めに応じ、次に掲げる事項を調査、検討し、その結果を協議会に報告する。

- (1) 自立支援給付事業に関すること。
- (2) 地域生活支援事業に関すること。
- (3) その他前条に規定する目的を達成するため必要と認められること。

(組織)

第3条 会議は、昭島市福祉事務所長が選任する次の委員7人をもって組織する。

- (1) 昭島市の障害者団体から推薦された者 6人
- (2) 協議会委員 1人

(任期等)

第4条 前条に定める委員の任期は、選任の日からその日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から実施する。
- 2 平成20年度に選任された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

8. 昭島市地域支援会議名簿

1. 委 員（6名）

氏 名	所 属
深 井 葉 子	昭島市身体障害者福祉協会
瀬戸本 むつみ	支援を必要とする子の親の会
飯 島 みつえ	昭島市障害者相談支援センター
高 橋 知 子	在宅福祉サービスウィズ
東 條 由美子	チャレンジドステーションクジラ
渡 辺 おりえ	虹のセンター25

2. 任 期 平成 22 年 3 月 31 日まで

3. 活動内容

回	開 催 日	議 題 ・ 検 討 事 項 等
設 置	平成 20 年 9 月 29 日	・ 第 2 回昭島市障害者自立支援推進協議会での設置承認
第 1 回	平成 20 年 10 月 21 日	・ ヒアリング実施にあたっての検討
ヒアリング実施	平成 20 年 11 月 6 日～ 平成 20 年 11 月 25 日	・ 当事者、関係機関・団体へのヒアリング実施
第 2 回	平成 20 年 12 月 12 日	・ ヒアリング調査結果内容検討
第 3 回	平成 20 年 1 月 23 日	・ ヒアリング調査結果のまとめ方・取扱検討
第 4 回	平成 20 年 2 月 19 日	・ ヒアリング調査結果取りまとめ

9. 障害者自立支援法（抜粋）

（平成十七年十一月七日法律第百二十三号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（市町村等の責務）

第二条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーション（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二条第七号に規定する職業リハビリテーションをいう。第四十二条第一項において同じ。）の措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
- 二 障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 三 意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。

2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。
- 二 市町村と連携を図りつつ、必要な自立支援医療費の支給及び地域生活支援事業を総合的に行うこと。
- 三 障害者等に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- 四 市町村と協力して障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が行う障害者等の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

3 国は、市町村及び都道府県が行う自立支援給付、地域生活支援事業その他この法律に基づく業

務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

(国民の責務)

第三条 すべての国民は、その障害の有無にかかわらず、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営めるような地域社会の実現に協力するよう努めなければならない。

(定義)

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者(知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち十八歳以上である者をいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児及び精神障害者のうち十八歳未満である者をいう。

3 この法律において「保護者」とは、児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。

4 この法律において「障害程度区分」とは、障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいう。

第五条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス(障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス(施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。)を除く。)を行う事業をいう。

2 この法律において「居宅介護」とは、障害者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

3 この法律において「重度訪問介護」とは、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいう。

4 この法律において「行動援護」とは、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

5 この法律において「療養介護」とは、医療を要する障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、主として昼間において、病院その他の厚生労働省令で定める施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活

活上の世話の供与をいい、「療養介護医療」とは、療養介護のうち医療に係るものをいう。

- 6 この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 7 この法律において「児童デイサービス」とは、障害児につき、児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 8 この法律において「短期入所」とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 9 この法律において「重度障害者等包括支援」とは、常時介護を要する障害者等であつて、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働省令で定めるものにつき、居宅介護その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービスを包括的に提供することをいう。
- 10 この法律において「共同生活介護」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 11 この法律において「施設入所支援」とは、その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 12 この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設(のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。)をいう。
- 13 この法律において「自立訓練」とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 14 この法律において「就労移行支援」とは、就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 15 この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 16 この法律において「共同生活援助」とは、地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うことをいう。
- 17 この法律において「相談支援」とは、次に掲げる便宜の供与のすべてを行うことをいい、「相談支援事業」とは、相談支援を行う事業をいう。

一 地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等

の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与すること。

二 第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、当該支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定に係る障害者等の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下この号において「サービス利用計画」という。）を作成するとともに、当該サービス利用計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の者との連絡調整その他の便宜を供与すること。

18 この法律において「自立支援医療」とは、障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であって政令で定めるものをいう。

19 この法律において「補装具」とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものをいう。

20 この法律において「移動支援事業」とは、障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援する事業をいう。

21 この法律において「地域活動支援センター」とは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。

22 この法律において「福祉ホーム」とは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。

（中 略）

第三章 地域生活支援事業

（市町村の地域生活支援事業）

第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業

二 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、手話通訳等（手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を仲介することをいう。）を行う者の派遣、

日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

三 移動支援事業

四 障害者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

2 都道府県は、市町村の地域生活支援事業の実施体制の整備の状況その他の地域の実情を勘案して、関係市町村の意見を聴いて、当該市町村に代わって前項各号に掲げる事業の一部を行うことができる。

3 市町村は、第一項各号に掲げる事業のほか、現に住居を求めている障害者につき低額な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

(中略)

第五章 障害福祉計画

(基本指針)

第八十七条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項

三 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

二 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に關し必要な事項

- 3 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 4 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第九条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 障害者基本法第二十六条第四項の地方障害者施策推進協議会を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。
- 7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(後 略)

10. 昭島市障害者自立支援条例

(目的)

第1条 この条例は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)その他の法令に定めがあるもののほか、障害程度区分認定審査会及び障害者自立支援推進協議会について定めることにより、障害者(法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。)の自立及び福祉の増進に資することを目的とする。

(障害程度区分認定審査会)

第2条 法第15条に規定する審査会は、昭島市障害程度区分認定審査会(以下「審査会」という。)とする。

2 法第16条第1項に規定する審査会の委員の定数は、5人以内とする。

3 審査会の会議は、非公開とする。

(自立支援給付)

第3条 市は、法第6条に規定する次に掲げる給付を行う。

- (1) 介護給付費の支給
- (2) 特例介護給付費の支給
- (3) 訓練等給付費の支給
- (4) 特例訓練等給付費の支給
- (5) サービス利用計画作成費の支給
- (6) 高額障害福祉サービス費の支給
- (7) 特定障害者特別給付費の支給
- (8) 特例特定障害者特別給付費の支給
- (9) 自立支援医療費の支給
- (10) 療養介護医療費の支給
- (11) 基準該当療養介護医療費の支給
- (12) 補装具費の支給

(介護給付費及び特例介護給付費の支給)

第4条 介護給付費及び特例介護給付費の支給は、次に掲げる障害福祉サービスに関して法第29条及び第30条の規定により支給する給付とする。

- (1) 居宅介護
- (2) 重度訪問介護
- (3) 行動援護
- (4) 療養介護(医療に係るものを除く。)
- (5) 生活介護
- (6) 児童デイサービス
- (7) 短期入所
- (8) 重度障害者等包括支援

(9) 共同生活介護

(10) 施設入所支援

(訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給)

第5条 訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給は、次に掲げる障害福祉サービスに関して法第29条及び第30条の規定により支給する給付とする。

(1) 自立訓練

(2) 就労移行支援

(3) 就労継続支援

(4) 共同生活援助

(サービス利用計画作成費の支給)

第6条 サービス利用計画作成費の支給は、法第32条の規定により支給する給付とする。

(高額障害福祉サービス費の支給)

第7条 高額障害福祉サービス費の支給は、法第33条の規定により支給する給付とする。

(特定障害者特別給付費の支給)

第8条 特定障害者特別給付費の支給は、法第34条の規定により支給する給付とする。

(特例特定障害者特別給付費の支給)

第9条 特例特定障害者特別給付費の支給は、法第35条の規定により支給する給付とする。

(自立支援医療費の支給)

第10条 自立支援医療費の支給は、法第58条の規定により支給する給付とする。

(療養介護医療費の支給)

第11条 療養介護医療費の支給は、法第70条の規定により支給する給付とする。

(基準該当療養介護医療費の支給)

第12条 基準該当療養介護医療費の支給は、法第71条の規定により支給する給付とする。

(補装具費の支給)

第13条 補装具費の支給は、法第76条の規定により支給する給付とする。

(地域生活支援事業)

第14条 市は、地域生活支援事業として、法第77条第1項各号に掲げる事業を行う。

2 市は、前項の事業のほか、法第77条第3項に規定する事業を行うことができる。

3 地域生活支援事業を利用した障害者又はその保護者は、当該事業に要した費用の額の100分の10に相当する額を限度として、利用料を負担しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定により市が行う事業の種類並びに前項の利用料については、規則で定める。

(障害者自立支援推進協議会)

第15条 障害者の自立支援の円滑な推進を図るため、昭島市障害者自立支援推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、市長の諮問に応じ、法第88条第1項に規定する障害福祉計画の策定に関する事項について、調査審議し、答申する。

3 協議会は、法第77条第1項第1号の規定に基づき行う相談支援事業の中立・公平性を確保するため、当該事業の運営について評価し、市長に意見を述べることができる。

- 4 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。
- (1) 公募による市民 3人以内
 - (2) 学識経験のある者 2人以内
 - (3) 障害者の自立支援に関する事業に従事する者 2人以内
 - (4) 医師 3人以内
 - (5) 関係行政機関の職員 2人以内
- 5 市長は、協議会の委員が欠けた場合は、補欠委員を委嘱することができる。
- 6 協議会の委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 協議会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例(平成10年昭島市条例第2号)第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、協議会の議決により非公開とすることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。
- 第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

昭島市障害福祉計画
「みんなで支え合う共生のまち・昭島」

(第2期：平成21年度～平成23年度)

平成21年3月

編集・発行 昭島市保健福祉部生活福祉課

東京都昭島市田中町一丁目17番1号

電話 (042) 544-5111 (代表)

